

平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第三回研究会

(平成二十年一月十日開催)

座長挨拶

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

新年早々お集まりいただきましてありがとうございます。

本日ご出席の皆さんには日々北海道農業の課題に直面して頑張つていらっしゃる方々かと思いますけれども、ともすると北海道という枠の中にこもりがちになっているのではないでしようか。もっと視野を広げて、グローバルな状況を理解して、我々が直面している課題について深く考える必要があると思います。その一助になればとということで、本研究会では道外の研究者を招いてこれまで様々な議論を行つてきたわけです。

今回は東京大学の谷口先生と日本農業研究所の李さんをお招きし、「構造再編と法人経営」という、日々我々の頭を悩ませている課題の最新情報、さらにはその方向性についてお話しいただきます。

谷口先生と李さんが執筆された本を読んでまいりましたので、まずそれを解題させていただきます。皆さんご承知のように、昨年度から品目横断的経営安定対策という戦後最大規模の構造政策が実施されています。同時に日本農業を支えてきた昭和一桁世代のリタイヤがいよいよ本格化してきました。「最近の年寄りは元気で頑張っている」と言われますけれども、七十才を超えた昭和一桁世代はもはや政策が対象とする担い手とは言えないわけです。つまり、戦後最大規模の構造政策の実施と日本農業をリードしてきた昭和一桁世代のリタイアが重なつていて、ここがポイントなんですね。政策が対象とする担い手が大幅に減少してしまった。もう個別経営では限界だ。このような背景があつて、農業生産法人に期待が寄せられる

ようになつてきたというわけです。

農業生産法人に関しては、第一回研究会で全国農地保有合理化協

会の深谷さんにお話いただき、企業の農業参入の是非について議論いたしました。しかし、企業だけではなく農協が出資する農業生産法人もあるんですね。これはあまり知られていないと思うのですが、実は農協が農業生産法人を育成するという方針を立てているんです。このことについて認識する必要があるのではないかと思いまして、今日はJA出資農業生産法人の現段階と今後の課題について李さんにご報告いただきます。

その前段として谷口先生から構造問題についてお話いただきます。報告資料に品目横断対策の初年度の総括が書かれているようです。

一年経つて農業構造はどう変わったのか。集落営農のカバー率はどうなつたのか。到達点としての法人をどう見れば良いのか。このようなお話しがお聞きできるということで、とても楽しみにしております。

なお、北海道の位置づけについてもお話しいただけると思いますが、北海道の事例に関しては本研究所でも調査蓄積がございます。本日は討論の中で北海道の農協出資法人の動向について事務局に報告してもらいますが、その整理は全国的な視野から見て適切なものと言えるのか、李さんにコメントいただければと思つております。

前置きが長くなりましたが。では谷口先生、ご報告をお願いいたします。



報 告 「日本農業の構造再編と法人経営の到達点」

東京大学大学院 農学生命科学研究所 教授 谷 口 信 和

ただ今、ご紹介頂きました谷口です。今日は北海道農業に関わる
鋒々たる皆さんにご参考いただきたい大変嬉しい反面、ちょっと恐ろ
しい気持ちで一杯です。時間が有り余っているわけではありません
ので、早速報告に入らせていただきます。まず、私の頭の中があり
ます北海道農業の位置についてお話したいと思います。私は「都府
県—北海道—旧西ドイツ—旧東ドイツ」というライン上に北海道を
位置づけています。私は元々旧東ドイツ農業の研究者でした。もち
ろん都府県の農業についても研究してはいましたが、さしたる研究
成果はありませんでしたので、東京大学に奉職している農業経済研
究者の中では目立たない存在だつたといつてよいと思います。とは
いえ、いつもこのラインを前提にして考えています。「将来、家族
経営はどこに収斂していくのだろう」といったことを考える場合も
そうです。ですから、この意味では私にとって北海道農業は単なる
ワン・オブ・ゼムではないのです。このことについて、まずご理解
いただきたいと思います。

さて、報告の前に、本日のテーマに関わって何点かお話させてい
ただきます。第一に、法人経営がなぜ注目されるのかということです。
これについては、日本農業の特質を前提に考えなければなりません。
日本で家族農業経営の限界が指摘されるようになってから、か
なり経ちますけれども、そこにはいくつかの背景があると思います。
一つは家族の人数が減っているということ、子供の数が減つてしま
ったということが決定的な理由です。子供が五人もいれば家族經
営の継承が問題になるようなことはないでしょう。長男が「農業を
継ぐのはイヤだ」と言つても「次男、三男がいるじゃないか。四人
目、五人目がいるじゃないか」ということで対応できたのですが、
子供が二人あるいは一人しかいないとなるとそうはいきません。子
供に「農業を継ぐのはイヤだ」と言わされてしまえばそれでおしまい
なんですね。

次に、職業選択の自由の保障が関係しています。「オレの職業を

谷口 信和(たにぐち のぶかず) 氏



1948年 東京都生まれ
 1972年 東京大学農学部卒業
 1977年 東京大学大学院農学系研究科博士課程退学
 1977年 名古屋大学経済学部助手
 1979年 愛知学院大学商学部講師・助教授(1982年)
 1983年 東京大学農学部助教授・教授(1994年)
 1996年 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 農学博士

【主な著書】

- 『農業経済学』(共著) 東京大学出版会、1993年
- 『21世紀日本農政の課題』(共著) 農林統計協会、1998年
- 『20世紀社会主義農業の教訓』農山漁村文化協会、1999年
- 『日本農業年報50 米政策の大転換』(編著) 農林統計協会、2004年
- 『東アジアの挑戦』(共著) アジア経済研究所、2006年
- 『JA(農協)出資農業法人』(李倫美と共著) 農山漁村文化協会、2006年
- 『日本農業年報53 農業構造改革の現段階』(編著) 農林統計協会、2007年
- 『日本農業年報54 世界の穀物需給とバイオエネルギー』(共著) 農林統計協会、2008年

「継いでくれ」なんていうことを語ることができる親はもうそんなにいないと思うのですが、このことが認められなくなってしまったために後継者の確保が困難になってしまったと考えています。当然、これは農業だけに当たる問題ではありません。東大本郷キャンパスの前には東京でも有数の古本屋街があつたのですが、惨憺たる状況です。一軒おきにテナント募集の張り紙が貼つてあります。後継者のいない店が一軒おきにあるということです。古本屋の子供が古本屋を継がなければならない理由はありませんから、子供が継がなければこのようになってしまいます。

ただ、この点はヨーロッパもドイツも同じなんです。違いは何かといえば、暖簾分けの発想が日本には少ないとということです。日本における借地の観念は地片借地 Parzellenpacht ですが、ドイツは違います。農場の貸し借りという観念、つまり農場借地 Gutspacht の観念があります。引退すると経営者は農場から出て行く。そして、新たな経営者がそこに入ります。

昔、吉永小百合さんがオランダに行きました、ペンションを借りたそうなのですが、その時に驚いたと語っています。家をそつくりそのまま、すぐに生活できるような状態でポンと貸してくれることに大層驚いたそうです。実にナイフやフォークまで貸してくれます。日本で「箸まで貸します」といった発想は出てこないでしょう。

私もいつかザルツブルグのホテルに泊まつた時に同じような経験をしました。ホテルで夕食がとれないで近くの料理屋へ行つたのです。その料理屋のスタッフに「いつからやつてているのか」と尋ねましたら「四五〇年前からだ」と言うんです。「四五〇年も続いているのか」と再度尋ねましたら「続いている」と言うんですね。しかし、経営者は違うんです。同じファミリーが代々営業してきたというわけではありません。店の名前だけ違っています。たしかに中世から続いているレストランなのですが経営者は変わっている。こうした形で文化が継承されているのですが、これは日本人にはなかなか理解しにくい面があります。日本独特のしがらみがあつて、ヨーロッパでは継承されるものが日本では継承されない。そういうしがらみを家族経営の枠組みでは克服することができないので、農業生産法人のような組織で対応しようという発想が登場してきた。これが日本の個性なのではないのかと考えております。

第二に、日本の法人経営には水田農業というファクターが加わっているということです。水田農業における共同性、家族という狭い枠をちょっと越えた領域において共同で取り組むといった手法。これが日本人の心性に埋め込まれていいのではないかと私は考えております。したがつて、株式会社や有限会社であつてもその中身は家族経営の延長であつたり、あるいは協同組合の性格を色濃く持つて

いたりするケースがあるわけです。企業形態だけに注目するのは一面的な捉え方に過ぎません。

第三に、他方で法人に対してもアレルギーがあり過ぎるのではないかということです。私は昨年の七月に新潟県に出向き、農外からの農業参入事例を見てきました。昨年の『農村と都市をむすぶ』誌十二月号に、一緒に調査に行つた梶井功先生が論文を書いていますが、参入企業を見て、「気持を変えた」とおっしゃるんですね。「実際に見たら違う」と。「地域の農業者と一体になって、まさに地域の『農』の確立のために頑張っている企業がある一一や、そういうことをやるためにつくられた企業があることを知り、そういう企業が『農』で活動する契機に特区制度が機能したことを知つた」と。

一般企業、特に大企業とは違つて、地元の企業は農地を買つて、売り飛ばすようなことはしない。地域をなんとかしなければいけないということで、新規参入者に農業研修を行つたりしている。『農』に対して気持ちの入つていてる法人が沢山あると言うのです。特にNPO法人にはこういった組織が沢山あります。つまり、「農外からの参入者は悪で、農業内部の者は善だ」といった単純な二分法が成立しない時代に突入したということを、我々は認識しなければならないということだろうと思うのです。

1・現在の政治情勢と農政

本題に入ります。報告の順番ですが、まず私が構造問題の話をし、次に李さんがJA出資農業生産法人の話をします。そして、最後に私が報告全体をまとめます。

最初に現在の政治情勢についてお話ししたいと思います。「衆院選前」という政治状況が依然として続いている。つまり、長期的な政策的判断ができない状況が続いているということです。政党と国會議員さんにとっては票が取れるかどうかが重要で、それを基準にして農政は動いている。それが正しいのかというと、もちろん正しいわけがありません。農民だってそんなことを望んでいません。時の政権のあり方に左右されない、五年後、十年後をしっかりと見据えた方針を立てて欲しいと願っているに決まっています。

私がいつも言うことがあります。それは現場の方との議論を通じてわかったことなのですが、「何年先の農政まで考えることが大事なのでしょうか」と尋ねましたら、「重要な固定資産の減価償却のための法定耐用年数が八年だから、これが最低の期間だ」と言いました。つまり、息子に農業を継がせたいと思って新しい農業機械を購入したり施設を建設するケースが多いのですが、せめてそれを償却するまでは農業政策を変えないで欲しいというわけです。その

時間が十年弱、これが目安だということです。

国際情勢や経済情勢の影響を受けますし、それぞれの経営が固有の課題を抱えていますから、十年先を見通すのは難しいかも知れません。反対に、投資分を完全に回収するには三十年は必要だという意見もあるでしょう。しかし、三十年先を考えるのは難しい。八年ないし十年という期間が適切なのではないでしょうか。これは安定した農政の期間という意味だけでなく、農業改良普及員や農協職員の職務担当期間にも関係する問題です。つまり、一つの新しい課題にみんなで取り組むとなると、最低十年は必要だということです。本来、その間に職員を異動させてはならないんです。「この計画の立案者はもういない」「計画立案と全く関係のない後任が評価している」などという声が聞こえてくるような人事をやっていてはダメなんです。これでは地に足の着いた状態で仕事に専念できるわけがありません。

次に、最近、農業界に対して財界側から投げかけられている問題についてお話しします。農地政策に関するもののみ取り上げますが、そのうちのひとつは「農業側は耕作放棄地を大量に発生させている」です。確かに耕作放棄地を大量に発生させているのも確かわらず、これを解消する能力はない」という批判です。私もこれは農業側の最大の弱点だと思っています。なぜなら自ら資源を持て余しているからです。つまり当事者能力がない。それを放つ

ておきながら、「企業が農地を使うのはダメ」と言つても論理としては弱いんです。

財界側は目ざといです。こういう実態を根拠にして「農業側は耕作放棄地対策もできないし、市場対応もできていないじゃないか。だから、日本の經營といわれた株式会社のノウハウを農業に生かしてやろう。参入規制を廃止せよ!」と主張するんです。さらに「ガソリンは農地法だ。だから利用権から所有権に至るまで全面的に自由化せよ」というロジックを持ち出してくるわけです。

また、最近、「広範な一般株式会社を農業に参入させ、農産物輸入関税を撤廃する。こうして残った農業經營があるならばそれで十分じやないか。あとはムダな經營だから財政資金を投入する必要はないじやないか」といったロジックが登場しました。昨年五月八日にグローバル化改革専門調査会第一次報告が公表されましたけれども、そこでこのような指摘をしているんですね。彼らは持続的農業經營体の創出を提案しています。認定農業者制度とは違つて、民間機関にこの經營体を認定させるそうです。しかも、この機関を農協トイコールフットティングにするとしています。ここで認定された經營者は認定農業者ではありませんから、当然、生産調整には参加しなくとも良いことになります。

さらに、わかりやすい話もあります。「このような企業的經營で

供給できない食料はEPAを早急に結んで、特恵的に輸入すればいいじゃないか」という主張です。私の隣の研究室にいる本間先生はこの調査会の委員であります。日豪EPA締結で「関税が撤廃されても十二%も自給率が維持される。国内生産が結構残るじゃないか」と言っています。実はこの十二%という数字は既定のものであつて、彼らは十二～四〇%の間ならどこに着地しても良いと思つているんです。つまり、十二%以上になれば「農政側は頑張つたじゃないか」と言える。そういう主張なんですね。そうではなくて四〇% 자체が大問題なのであって、少なくとも五〇%以上が求められるべきではないかというのが私の見解です。

このような政策提案が出された後、十月から十一月にかけて農水省も対案を出しましたが、簡単に言いますと、ワーキンググループの提案に対しても茶を濁したというのがその実態です。政治問題がありますから「そんなにやらなくてもいいだろう」と考え、ワーキンググループの主張を押し返したんですね。それが米緊急対策や農政改革三対策に反映されています。しかし、ワーキンググループの主張を単に押し返すだけではダメなんです。日本農業の全体の状況を正確に診断する。そして、少なくともガン細胞が蔓延していることがわかつた以上、それをきちんと取り除いて健康な状態にする。

その上で、日本農業の発展方向を考えていく。こうしたプロセス

を経ることが大切なのではないでしょうか。

2. 日本農業と農地をめぐる 基本問題をどう把握するか

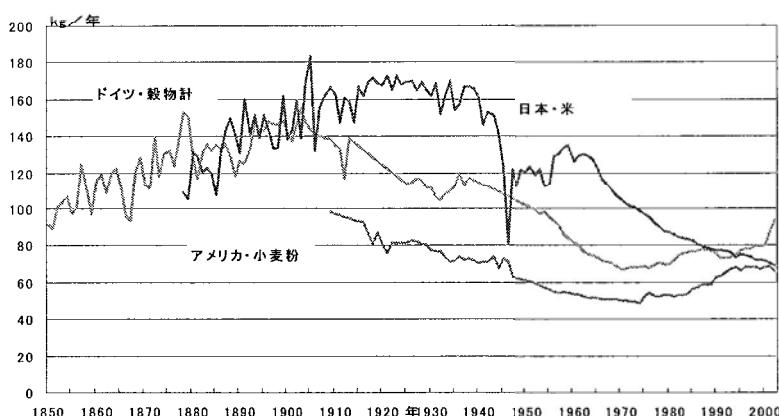
(1) コメ「過剰」と供給熱量自給率の低位性をめぐって

したがつて、まず日本農業の基本的問題とは何かということを考えなければならないわけですが、これに関しては山下惣一さんが実際に巧みに表現されています。「コメを作つても飯が食えない」と。李さんに「これ韓国語に訳せる」と尋ねましたら、「訳せる」と言うのですね。つまり、こうした大事なことは、どこの国の言葉でも表現できるということなんです。「コメを作つても飯が食えない」という表現の中には農業構造改革と担い手の問題、さらにはコメの過剰問題が含まれています。その影響で耕作放棄地が大量発生し、多面的機能が後退していく。そして自給率が低下し、食料安全保障問題がクローズアップされる。山下さんの表現の中にはこれら全てが凝縮されているんです。これらはいずれも基本法と基本計画で解決すべき基本的な課題と位置づけられているものに他なりません。

そこで、はじめにコメ過剰と供給熱量自給率の低位性についてお話をします。私はコメ過剰の起点は一九二〇年代であると言い続けて

きました。このことをもつと早く認識すべきだったと思います。あるいは少なくとも一九六〇年代に、このようなことが早晚来ると見通さなければならなかつた。農水省は「日本人の一人当たりコメ消費のピークは昭和三七年」といつも書いていますけれども、これは正しくはありません。その遙か前にピークは過ぎていきました。資料1に示しましたように、一人一年当たり米消費量は一九四〇年代後半に急低下しますが、これは戦後の特殊な状況の下で下がつたに過ぎません。ですから、その後また上昇しますけれども、そのトレンドは一九二〇年以降、

資料1 1人1年当たり穀物消費量の長期的推移



出所：谷口信和『20世紀社会主義農業の教訓』農山漁村文化協会、1999、等による。

低下しているのだということを理解しなければならないのです。

ドイツを見ますと、かつては日本人と同じような量を食べていたんです。両国とも一九一〇年頃はだいたい一人一年当たり穀物消費量は一五〇kg前後で推移していました。ただ、ドイツは一八八〇年頃に一回目のピークを迎えていました。二回目のピークは一九〇五年です。最初のピークはライ麦の需要。つまり、黒パンの需要がそこでピークに達しました。第二のピークは小麦の需要。我々が食べているのと同じ小麦を使った白いパンの需要がそこでピークに達しました。その後、どんどん下がって、石油ショックと食料危機に直面した一九七〇年代初頭に最低となります。そして、反転します。増加率はそんなに高くありませんが、増大しながら二十一世紀を迎えたわけです。実はアメリカもそうなのです。十九世紀の統計がないので、その頃の状況はわかりませんが、アメリカもほぼドイツと同じ傾向にあります。私の見る限り、少なくとも欧米の先進国はそうなっています。

一九七〇年代以降、デンプン質の中心をしめるパン、すなわち穀物の消費量が増加するといった歴史的局面に入っています。

しかし、残念ながら日本はそうなっていません。まだ下がり続けています。食料需給表によると、一人一年当たり米供給量（主食用）は一〇〇四年に五九・三kgだったものが一〇〇五年に五九・

四kgへとちょっとばかりですけれども増えたんですね。これを見て「私の持論どおりになつたじゃないか！」と喜んだのですが、糠喜びに終わりました。二〇〇六年には五八・六kgとなり再び下がつてしましました。しかし、大局的に見れば日本も欧米の先進国と同じ状況になるだろうと、なんだか宗教じみた感じですけれども、私はそう思つております。

ところで、皆さんご承知のとおり、日本はコメが過剰であるにも関わらず供給熱量自給率が異常に低い状況にあります。その最大の要因は何かというと、飼料穀物自給率が低いことにあります。私は十年くらい前から「飼料米を導入すべきだ！」と叫んでまいりました。「そんなもの採算とれないだろ！」「そんなものは空論に過ぎない！」と批判されまして、ずっと冷たい視線を浴びてきましたけれども、ここにきて状況は大きく変わりました。新しい政策では三年間という条件付きではありますけれども、飼料米生産者に一〇アール当たり五万円が交付されることになりました。

いずれにしましても日本は穀物自給率が低すぎます。自給率は国によつて異なり、その水準に差があるわけですが、供給熱量自給率が高い国というのは、いずれも穀物自給率が高いんです。当たり前です。

穀物をほつたらかしにしておいて、その他の食料の生産に専念で

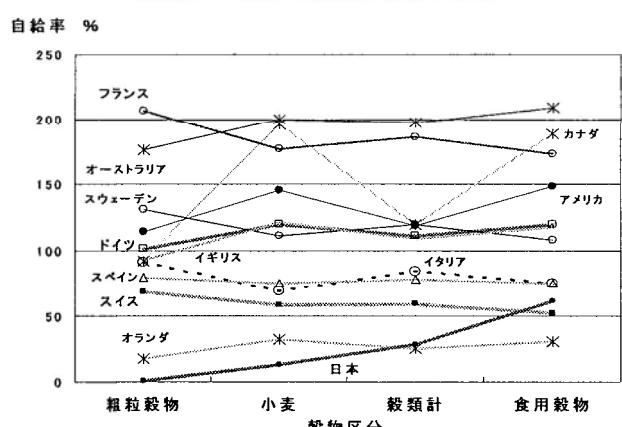
きるはずはない。ベーシックな食料のカロリーをまず第一に確保して、その上で畜産などの生産を行う。こうした当たり前の構造になればダメなんです。

先ほどドイツと日本を比較しましたけれども、両国の穀物自給率は一九六〇年頃までほとんど差がなかつたんです。七〇%くらいですね。それが、一方では日本は今や穀物自給率が二八%、供給熱量自給率が三九%まで低下したのに対し、他方ではドイツは穀物自給率が一〇〇%を超えていて、総合的な自給率も八〇~九〇%にまで上昇しています。一九六〇年代後半以降の政策が違つたために、対照的に推移したわけです。つまり、日本はドイツと自然条件などが異なるとしても、採用する政策によつては自給率を高めることができるのです。先ほど申しましたドイツにおける穀物消費量の増大も、このような穀物自給率の上昇が背景にあると言えるのです。

穀物自給率についてもう少しお話します。資料2をご覧ください。

粗粒穀物、小麦、穀類計、食用穀物とあえて四つに区分して先進国の穀物自給率を示してみました。そうすると、日本だけが左下がりの斜めのラインになつてしまふんです。他の国はほぼ横一線です。つまり、食用穀物も粗粒穀物も同じ水準になつてゐるんです。「食用だけが大事で飼料はどうでもよい」などという発想はありません。人間の食欲を満たすために、ある時は直接穀物を食べる。ある時は

資料2 各種の穀物自給率の水準



飼料米の意義については、あちこちで書いてまいりましたので簡単に説明します。水田のままで作付が可能、風土的条件に適しているため管理費がかからないなどといった点がそれに該当します。しかし、北海道の畑作がそうであるように、ドイツをはじめとしたヨーロッパの農業は、地代の概念が日本の水田農業とは異なります。

迂回生産で家畜に穀物を食べさせた後、人間がその家畜を食べるといった発想を持つています。この点を踏まえると、日本の粗粒穀物自給率の低位性は異常だと言わざるを得ません。

なお、各国は風土に応じた飼料用穀物をそれぞれ持つています。あるいは持つべ

借地期間が九～十二年となるケースが多いのですが、これは九～十二年輪作が一般的であることを反映したものなんです。九～十二年「トータルでいくら払います」といった考え方で地代が成立するのであって、「一年だけ借りたいから単品のなたねやクローバーの収益を根拠に地代を算出してくれ」なんてことはありません。北海道の畑作も三年または四年輪作が基本ですから、同じような考え方で地代が算出されます。ところが、日本の水田農業の場合、コメの連作が基本ですから、ワングロップ制度の下で地代を支払うことになります。これは世界の中では例外なんですね。したがって、食用米だけでなく飼料米も作付するようになつた時、地代の概念を転換しなければならなくなるわけです。

(2) 畑作放棄地問題の新たな局面と

求められる農地流動化の方向

次に耕作放棄地の問題に関わつて三点ほどお話したいと思います。

一つは、耕作放棄地の提供主体が販売農家から非農家世帯へシフトしたことです。二〇〇五年センサスによりますと、提供主体別に見た耕作放棄地面積は、トップが非農家世帯の十六万二、四一九ヘクタール、二位が販売農家の十四万四、三五六ヘクタールとなり、二〇〇〇年までトップだった販売農家と二位だった非農家世

帶の順位が入れ替わりました。こうなると「地主は都会に住んでいい」「相続人がわからない」といったケースが沢山出でますから、「あの土地が借りたい」と言つても簡単に借りることができなくなつてしまんですね。相対で借りるのも困難になります。所有者と利用者を仲介する組織の重要性は、以前にも増して高まつているといえます。

二つ目は、非常に衝撃的な数値なのですが、販売農家の耕作放棄地は、畠中心から田中心へ変化したということです。販売農家の耕作放棄地は、田が二〇〇〇年の六万一、〇二四ヘクタールから二〇〇五年の六万三、四六一ヘクタールへ、畠が同七万三、三〇九ヘクタールから同六万二、五〇四ヘクタールへ推移しました。田が増えた煙が減つただけなく、畠よりも田の方が多くなつてしまつたんです。共同管理の下に置かれている田は耕作放棄されにくいといわれてきたのですが、そのロジックは覆されました。水田農業だけでなくその多面的機能も危機的状況にあることを、深刻に受け止めなければなりません。

三つ目は、作業受託で耕作放棄を食い止めることが困難になつてしまつたということです。かつては部分作業委託でよかつた地権者も、労働力の脆弱化が進むとそろはいきません。全作業委託か貸付以外に手がなくなります。その結果、今まで作業受託により維持

されていた農地が放棄されてしまう危険性が出てきたわけです。ただ、作業受委託ではなく農地賃貸借といった経営責任を持たせた手法に転換すれば、耕作が維持される可能性はあります。賃貸借の意義を再認識し、受委託から賃貸借への移動を推進することが求められます。

3・品目横断的経営安定対策がめざしたもの

このような状況の下で品目横断的経営安定対策が実施されました。そのポイントは何かと申しますと、都府県で初めて本格的な集落営農を中心とする経営や法人経営が担い手として展望されるようになつたということです。換言すれば、家族経営から組織経営へシフトする方向に政策が動いたということなんです。「動いた」というよりも「動かされた」と言つた方が正しいのですが、「動いた」という事実は非常に重い意味を持つています。もうこれを後戻りさせることはできない。壊すことともできない。許されるのは、作つたものより発展させていくことだけです。したがつて、その中身がどうなつたのが非常に気になるわけです。実際、それを評価することは大変難しいといわざるをえません。

品目横断的経営安定対策のねらいは、自給率の向上と構造改革の達成です。つまり、これら二兎を追わざるを得ないのが今日の日本

農政の制約なんです。これら二兎をどこまで追うことができたのかというと、構造改革という言葉が前面に出てしまつたため、自給率向上に係る部分が弱くなつてしまつた感は否めません。その軸心は水田農業構造改革と水田の高度利用を通じた自給率の向上となるべきものです。

しかし、農業関係者は、構造改革のために仕事をしているわけではありません。国民に安定的な食料を供給するために仕事をしているのであって、国民が安定的に食べていけるように、しっかりとし農業を作らなければならないわけです。こここのところに、そもそもボタンの掛け違いがあつたということなんですね。

4・品目横断的経営安定対策を通じた農業構造改革の到達点

(1) 品目横断的経営安定対策の目標と達成率

資料3に示したとおり、農水省が掲げた一〇〇七年産作付計画目標面積は基本的に超過達成されています。てん菜とでん原ばれいよがもう一步といつた状況ですけれども、北海道は基本的に構造改革が完了していますから、これらはたいした問題ではありません。問題は米のカバー率です。当初の作付計画目標面積が大きかつた

資料3 品目横断的経営安定対策の目標と達成率(総括)

品目	2006年産基準値		2007年産 作付計画 目標面積ha	2007年産 作付計画 面積ha	2007年産 目標達成率 %	2007年産 カバー率 %	2009年産 カバー率 目標% ⁽⁴⁾
	面積区分	面積ha					
		①	②	③	③/②	③/①	④
米	作付面積	1,684,000	376,024 ⁽¹⁾	436,869	116	26	50
	稲得加入面積	752,047	—	—	—	—	—
4麦	作付面積	272,100	224,890 ⁽²⁾	253,860	104	93	86
大豆	作付面積	142,100	99,156 ⁽³⁾	110,073	111	77	89
	交付金対象面積	99,156	—	—	—	—	—
てん菜	作付指標面積	68,000	68,000	66,027	97	97	98
でん原ばれいしょ	作付指標面積	22,400	22,400	22,191	99	99	99

注) (1) 2007年作付計画の目標面積は2006年産稻作所得基盤確保対策加入面積(752,047ha)の1/2(376,024ha)とされていた。

(2) 2007年作付計画の目標面積は2006年作付面積(272,100ha)の9割(244,890ha)とされていた。

(3) 2007年作付計画の目標面積は2006年産の大豆交付金対象面積(99,156ha)とされていた。

(4) 2009年産のカバー率(作付面積に対する計画面積の割合)目標は2007年度予算の積算にあたって、以下の基準で農水省が試算したものである。

①家族経営等については、田又は畑の経営規模が都府県8ha、北海道8ha以上の経営体、

②集落営農については、受託作業面積が6ha以上の受託経営組織が、

③それぞれ認定農業者又は特定農業団体等の一定の要件を満たすよう、構造改革の努力を行ったとの前提において、「2005年農林業センサス」に基づいて試算した。

(出所) 農林水産省「平成9年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」2007年3月3日、および同「品目横断的経営安定対策について」2007年4月、に基づいて一部を筆者が算出し、整理した。

資料4 担い手育成の実績と目標および品目横断的経営安定対策への加入

実績・目標	年月	認定農業者		法人	特定農業法人	特定農業団体	準ずる組織	集落営農
		計	非法人					
実績 A	2005.03	191,642	183,823	7,819	—	278	140	—
実績 B	2007.03	228,593	217,601	10,992	—	558	1,323	—
実績 C	2007.06	234,158	222,699	11,459	—	589	1,743	—
増加数 C-A		42,516	38,876	3,640	—	311	1,603	—
増加率(C-A)/A %		22.2	21.1	46.6	—	111.9	1,145.0	—
品目横断加入	2007.07	67,045	63,415	3,630	3,630	—	1,696	3,690
目標	2007.03	225,000	—	—	—	1,500	2,500	15,000
	2008.03	250,000	—	—	—	2,000	6,000	15,000
	2010.03	300,000	—	—	12,000 ⁽⁵⁾	3,000	10,000 ⁽⁶⁾	20,000
	2015	33-37万	—	—	1万	1-2万	1-2万	2-4万

注) (1) 認定農業者の中の法人には農事組合法人や特定農業法人などの集落営農組織が含まれる場合がある。

(2) ここに示した法人は「農業構造の展望」や担い手育成・確保の目標で掲げられた法人であり、集落営農法人を含まないものと推察される。

(3) 特定農業団体と特定農業法人の合計数は担い手育成・確保の目標には示されていないが、筆者が自安として掲げたものである。

(4) ここでの集落営農は担い手育成・確保の目標などに掲げられたものであり、いわゆる特定農業団体などに準ずる組織を含んだものである。

(5) 法人の育成目標は当初15,000だったが、2007年度のアクションプログラムで12,000に上方修正された。

(6) 特定農業団体の育成目標も当初15,000だったが、2007年度のアクションプログラムで10,000に上方修正された。

(出所) 実績は農林水産省「認定農業法人、特定農業法人、特定農業団体の認定状況」、加入状況は「平成9年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」、目標は全国担い手育成総合支援協議会のアクションプランなどによる。

ので、そのカバー率は二六%となりました。二年後の二〇〇九年には五〇%にしたいとしていますが、九割の担い手への農地集積が達成されこの数値になる想定です。七〇八割の担い手への農地集積の目標が二〇一五年ですから、その実現は難しいといわざるをえません。

(2) 担い手の育成実績

担い手の育成実績は資料4にみるところです。「実績C」は農水省経営政策課が把握している認定農業者数です。そして、その下に品目横断対策への加入の実績を記しました。これを見ますと、認定農業者数は二三万四、一五八人ですから、育成目標の二二二万五、〇〇〇人をすでに超えています。品目横断へ

の加入者はコメと畑作作物生産者に限定されますが、その数は六万七、〇四五人です。

組織の状況を見ますと、特定農業法人が一、五〇〇の目標に対し実績が五八九。特定農業団体が二、五〇〇の目標に対し実績が一、七四三。そして、集落営農の目標が一万五、〇〇〇。実はこれが大きな問題なんです。何をどのように足して一万五、〇〇〇という目標を掲げたのか、さっぱりわからないんです。根拠が示されないまま運動を推進しています。おそらくこの目標は達成されていないでしょう。特定農業団体と「準ずる組織」の数を足すと五、三八六。それに特定農業法人を足すと六、〇〇〇弱になります。これが実績と見て良いでしょう。一万五、〇〇〇の目標に対し実績が六、〇〇〇。達成率は四割となります。

続いて、増加率を見ますと、非法人一二・一二%、法人四六・六%、特定農業法人一一・九%、特定農業団体一、一四五・〇%となります。ゆるやかな集落経営的組織ほど伸び率が高いことになります。問題はこれらの数がどのように変化しているのか、農水省が把握できていないということなんです。こんなことを言うのは大変失礼なんですがけれども、経営局長にインタビューした時、「実はよくわかつていません」との答が返ってきました。なぜこのようになるのかというと、法人の中に集落営農が入つてしまっているからな

大分県の実態を見ながら説明しましょう。資料5をご覧ください。

大分県の資料には、認定農業者の中に集落営農法人という区分があります。そのほとんどが農事組合法人で、市町村に認定農業者のお墨付きをもらっています。ですから四ヘクタールの面積要件をクリアすれば良いわけです。一般的な集落営農だと二〇ヘクタール、中山間でおまけしてもらえば一〇ヘクタール、生産調整でおまけしてもらえば七ヘクタールとなりますが、この場合、四ヘクタールをクリアすればいいわけです。こうした認定農業者の中に潜り込んでいる集落営農法人が六九あります。この他、特定農業法人が二七、特定農業団体が八八、準ずる組織が三六あります。これら三つの交付面積カバー率は三二・二%ですが、集落営農法人六九の分を足すとカバー率は四九・四%に上ります。カバー率はこちらに改めるべきなんです。そうなると大分県の場合、面積の半分が集落営農によつてカバーされているということになります。同じように見ていきますと、コメは一〇・七%から二三・六%へ、四麦は四一・九%から五九・二%へ、大豆は四一・七%から六五・〇%へそれぞれ上昇します。このような実態を中央官庁は全然認識していないですね。続いて、資料6をご覧ください。全国の加入状況を無理矢理修正してみました。集落営農組織である可能性が高い特定農業法人を加

資料5 大分県における品目横断的経営安定対策の加入状況(再集計)

作物	経営体数 作付面積 ha	加入 経営体 合計	農水省データ		大分県データ			集落営農法人 を含む集落 営農組織計	
			認定 農業者	集落営 農組織	認定農業者		集落営農 法人		
					集落営農 法人以外	集落営農 法人			
実数	米	654 2,712	629 2,424	25 289	570 2,073	59 351	25 289	84 640	
	4麦	517 4,295	406 2,496	111 1,799	337 1,752	69 744	111 1,799	180 2,543	
	大豆	389 1,793	290 1,046	99 747	227 628	63 418	99 747	162 1,165	
割合%	米	100 100	96.2 89.4	3.8 10.7	87.2 76.4	9.0 12.9	3.8 10.7	12.8 23.6	
	4麦	100 100	78.5 58.1	21.5 41.9	65.2 40.8	13.3 17.3	21.5 41.9	34.8 59.2	
	大豆	100 100	74.6 58.3	25.4 41.7	58.4 35.0	16.2 23.3	25.4 41.7	41.6 65.0	

注) 農水省データでは認定農業者に含まれる集落営農の法人経営を分離して再集計したものである。

農水省データでの網掛け部分の「集落営農組織」は大分県の「集落営農法人を含む集落営農組織」として読み替えられるべきだということになる。

(出所) 大分県の資料により作成。

資料6 集落営農組織を抽出した経営安定対策加入状況修正統計

	計	認定農業者			集落営農組織				
		小計	個人	法人	小計	特定 農業法人	特定 農業団体	準ずる 組織	
原 統 計	全国	72,431	67,045	63,415	3,630	5,386	—	1,696	3,690
	北海道	22,301	22,253	21,319	934	48	—	2	46
	都府県	50,130	44,792	42,096	2,696	5,338	—	1,694	3,644
修 正 表	全国	72,431	66,456	63,415	3,041	5,975	589	1,696	3,690
	北海道	22,301	22,245	21,319	926	56	8	2	46
	都府県	50,130	44,211	42,096	2,115	5,919	581	1,694	3,644

注) 1. 認定農業者の法人のうち含まれる可能性の高い特定農業法人を2007年6月末現在の数字で、集落営農組織の特定法人に移し換えることによって、集落営農組織の実態に近い統計に組み替えしたものである。

2. 特定農業法人のうちには必ずしも集落営農組織でないものも含まれるが、その数は相対的に少数であると判断される。

3. また特定農業法人が全て品目横断的経営安定対策に加入了わけではないが、以下にみる特定農業団体の設立数と経営安定対策加入数の関係からも、加入率は極めて高いと判断される。

4. 2007年6月末の特定農業団体設立数は1,743であり、経営安定対策加入数は1,696でその差は47と2.7%程度でしかない。

えると「修正表」に示した数字になります。その数は五、九七五となります。さらに認定農業者の法人の中に先ほど話した農事組合法人などが含まれますから、実際の集落営農の数はもつと多くなるはずなので、私の予想はそんなに狂っていないんじゃないかと思っています。

つまり、集落営農組織数は五、九七五となるのですが、実はこの数は二〇〇七年一月に実施された集落営農実態調査で対策に「加入了・加入了を予定している」とした回答数五、六五四と非常に近い数字なんです。

裏返して言うと、「入ろうかな?」「入れるかな?」と考えていた経営、さらには「入った!」という経営、すでに第一年度に加入してしまったということなんですね。すなわち、もう予備軍がないんです。第二年

度以降に加入数を増やすのは容易ではないということです（注：研究会報告後の二〇〇八年二月に実施された集落営農実績調査結果によると、二月一日現在の水田・畑作経営所得安定対策Ⅱ品目横断的経営安定対策への加入集落営農数は六、六六三、今後加入する予定があるもの五六〇となつてある。筆者の予想よりは集落営農の組織化は第二年度も進んでいるが、その伸びは次第に小さくなっているとみるべきだという感触を実態調査の一端からつかんでいる）。

さらに問題なのは、加入した組織の法人化が進んでいないということです。集落営農組織（五、九七五）における法人化の熟度別割合は、特定農業生産法人九・九%、特定農業団体二八・四%、準ずる組織六一・八%となります。準ずる組織が圧倒的に多く、しかも

その法人化への道程は決して短いわけではありません。少なくない部分が「制度がある限り法人化を目指すと答えておくか」「どうせそのうち制度が変わるだろう」と考えているのではないでしようか。これが本音だと思います（注：先ほどと同じように二〇〇八年二月の集落営農実態調査結果によると、農業生産法人は一、五一三となつて、二〇〇七年の一、一三五より三八八増加した。しかし、農業生産法人ではないが法人化計画を策定済み五、五六七、計画策定の予定がある六四二となつていて、前二者の計七、〇九〇は、加入済み六、六六三十九定予定五六〇＝七、二二三に近い数字であるこ

とがわかる。政策見直しにより法人化の強制をしなくなつたことから、設立数は増加したもの、法人化する集落営農の割合は必ずしも増加するとはいえないと思われる）。

繰り返しになりますが、私が算出した集落営農数は五、九七五です。これは農水省が把握している五、三八六よりもおよそ一〇%くらい多い数となります。集落営農の平均規模は三六・四ヘクタールで、認定農業者の平均規模八・八ヘクタールの四倍以上に相当します。これらを掛け算して集落営農の作付計画面積中のシェアを示しますと、五三・一%となります。

ところで、先ほどもう集落営農の予備軍は余りいないと申しました。実際、現場に行くと「先生、もう集落営農のタネはないよ」「全部刈り取っちゃったよ」なんて言われるんです。しかし、認定農業者にも集落営農にも該当しない経営は、まだまだあるんですね。

そのどちらにも該当しない最後の担い手として位置づけられるのがJA出資農業生産法人です。

昨日、私のところへJA北つくばの職員が来ました。この農協は日本で最初に米市場に上場した農協で、コメの集荷率が県内で一番高いんです。そもそも茨城はコメの集荷率が二〇%と低いんですが、この農協は四〇%近くもあるんです。集落営農も沢山あって、県内に四〇あるうち三〇がこの農協の管内に属しています。精一杯、集

落営農を作つたんですね。個別大規模經營も多くて、一〇〇ヘクタール規模の經營も存在しています。個別經營も育てるだけ育てたんです。それでも「七〇〇ヘクタールの麦作付面積が交付対象から外れちゃうんですよ」と言うわけです。そこで私は「JA出資法人を作つて、その面積を法人に抱え込んでしまいなさい。そうすれば補助金がもらえる。出資法人傘下の個別經營や集落営農の規模が大きくなつて、交付要件を満たすようになつたら独立させればいいじゃないですか」と答えたんです。

後ほど李さんが報告してくれますが、最近、品目横断的經營安定対策対応型のJA出資法人が設立されるようになりました。これには二つの類型があります。一つは集落営農を実現させるために設立された集落営農育成型。JAえちご上越管内の(株)アグリパートナーがその典型です。もう一つは個別經營を抱え込んで育成する家族經營支援型。こちらはJA岡山管内の(株)JAアグリ岡山が典型です。埼玉県にもこのような法人があります。JA北つくばが設立を検討しているのもこのタイプです。

J A岡山は(株)JAアグリ岡山を通じて八〇〇人の組合員を抱え込んでいます。つまり、八〇〇人分の麦作をこの法人が行うことになつてゐるんです。しかし、それは帳簿上のものに過ぎません。前まゝなんですね。前と同じ形で組合員が転作麦を作つてゐる。J

(3) 農業構造改革の到達点

「構造改革は転作では完了したけれどもコメでは緒についたばかりだ」というのが私の考えです。資料7に經營安定対策の地域別加入申請状況を示しました。一番左の数字は二〇〇六年産の米、四麦、大豆の作付面積の合計です。水田面積四万ヘクタール以上の県に網掛けたのですが、北海道、佐賀、福岡、山形、富山、秋田、滋賀といった水田農業の盛んな県が上位に位置してゐます。その隣が二〇〇七年産のカバー率です。これも上位には水田面積の大きい県が位置してゐます。つまり大農業県は今回の品目横断対策を大事なも

Aグリーン近江も同じことをやつています。「これはどのような組織ですか」とJA職員に尋ねたことがあるんです。そしたら、はつきりと「ペーパーカンパニーです」と答えるんですね。「法人の仕事はJAの職員が兼務しています。仕事の内容は事務だけです。機械、施設は一切持つていません」と言つうんです。私はあえて「いい」と言つたんです。なぜかというと、いろいろな扱い手対策を行つてきて、最後の手段としてここに行き着いた。だから私は「いい」と評価したんです。一見インチキなり方かもしませんが、彼らはやむを得ずこの奥の手を使つたんですね。何も手を打たないよりは遙かにいいじゃないかと、私は思つてゐます。

資料7 水田農業における経営安定対策加入申請状況
(2006年産作付面積と2007年産作付面積の対比)

都道府県	米+4麦+大豆		米		4麦+大豆
	2006年産 作付面積 ha	2007年産 カバー率%	2007年産 カバー率%	2006年産 稻得加入率%/2	2007年産 カバー率%
北海道	266,400	86.4	80.1	40.8	91.9
佐賀	57,790	81.2	61.0	28.9	101.6
福岡	69,610	54.6	24.2	20.8	98.7
山形	77,874	50.8	47.2	35.8	91.6
富山	48,230	48.5	39.4	34.9	99.3
秋田	102,290	46.7	43.2	34.7	86.8
滋賀	46,310	45.6	28.0	27.3	98.2
熊本	51,970	41.3	30.0	21.3	88.9
福井	33,420	40.3	29.1	30.0	98.4
宮城	91,050	39.9	30.8	34.6	95.7
岩手	67,760	38.5	33.4	33.5	77.6
全国	2,098,361	38.2	25.9	22.3	87.9
石川	29,660	38.0	31.7	31.6	99.6
新潟	127,203	36.8	34.2	29.8	82.9
栃木	86,060	36.1	24.5	26.6	76.3
愛知	41,900	33.1	14.6	20.7	92.0
群馬	28,693	32.0	9.6	8.1	75.8
香川	17,973	31.9	23.6	22.8	79.7
青森	59,520	31.4	25.3	30.3	83.8
都府県	1,832,061	31.2	22.0	21.0	86.0
三重	40,330	30.6	12.7	14.4	101.4
岐阜	30,730	30.4	17.3	17.6	97.3
大分	33,440	26.3	10.4	12.2	84.1
長野	41,310	24.9	19.2	19.0	67.3
山口	26,006	22.3	18.3	25.7	82.9
茨城	92,650	20.8	9.4	9.4	81.5
島根	22,000	20.4	16.6	24.3	63.3
埼玉	45,443	17.9	5.3	3.1	74.7
長崎	17,186	15.7	4.6	7.7	81.6
愛媛	18,316	15.7	6.5	8.8	79.3
鳥取	15,601	13.3	9.9	22.0	53.7
静岡	19,744	12.7	7.6	2.8	82.6
福島	86,585	12.3	11.2	14.2	35.3
兵庫	43,790	12.3	6.8	13.2	60.7
広島	27,976	11.0	9.7	14.8	44.2
岡山	40,190	10.0	4.5	9.9	46.1
沖縄	1,050	9.6	9.7	38.0	0.0
宮崎	22,020	8.7	8.2	12.6	30.6
鹿児島	26,133	7.8	6.9	8.2	48.2
京都	17,011	6.5	4.9	13.2	37.9
山梨	5,914	4.1	3.4	5.3	14.8
千葉	64,585	3.4	1.9	1.5	53.4
奈良	10,114	1.6	0.2	1.7	40.4
高知	14,106	1.6	0.8	1.3	57.8
徳島	14,465	1.5	0.6	0.4	35.1
神奈川	3,366	1.3	1.0	1.9	15.1
和歌山	8,055	0.1	0.1	0.1	0.0
東京	227	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪	6,361	0.0	0.0	0.0	0.0
網掛け 説明	4万ha以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上	都府県 平均以上

注) (1) 2007年産カバー率は2006年産作付面積に対する2007年産作付面積の割合。

(2) 2006年産稻得加入率%/2とは、2007年産米の作付計画面積の目標が2006年産米の稻作所得基盤確保対策加入率の1/2におかれていることに対応させたものである。

(出所) 農林水産省「品目横断的経営安定対策・担い手支援対策の推進関係」2007年2月、および同「品目横断的経営安定対策加入申請状況」2007年8月3日、により筆者が算出、整理した。

のして受け止め、加入を推進したんです。だからコメも、麦も、大豆もカバー率が非常に高いんですね。さらなる構造改革を進めたと
いうことです。

問題は下位に位置する県です。中でも三重、長野、茨城、埼玉、福島、兵庫、岡山、千葉といった、農業県であるにもかかわらずカバー率の低い県。これらは必ずしも国の政策に熱心に取り組んではいない転作未達県なんですね。有名なのは東京周辺の埼玉、茨城、千葉。「チバラキ県」と言われる所です。しかし、カバー率が高いんだけども転作が未達だという県もあるんですね。秋田、新潟、栃木、愛知がそれです。取り組みの地域差の要因は一つではありません。その背景は複雑です。

ただ、全体をみてみると、コメのカバー率と転作のカバー率はほぼパラレルな関係にあるといつて良いでしょう。これが非常に重要な点なんです。農水省は一九七七年から水田利用再編対策を通じて集落営農を推進しました。その結果、特に関東から西日本にかけてこのような組織が沢山設立されました。これがどのような意味を持つていたのかというと、転作の集団化が進んだのです。コメについては家族経営で十分にやつていける。しかし、麦・大豆については機械を持っていないので個別では対応できない。そこで集落営農という組織を作り、参加農家が転作用の機械を共同で利用する。こ



のような組織化を農水省は進めたわけです。

しかし、今回の集落営農はちょっと違います。労働力が脆弱化してしまって、コメと転作の両方に対応できない。三十年経過してコメも家族経営ではやつていけなくなってしまったんです。したがつて、水田農業全体の扱い手を育成しなければならなくなりました。

コメだけでなく、転作作物だけでもない、水田農業全体の構造改革に取り組まなければならなくなつたんです。このような取り組みを行つている県では、コメも転作作物もカバー率が高く構造改革が進展しているんですね。

資料8 構造再編の進展度と集落営農の寄与

都道府県	2007年産カバー率%(米+4麦+大豆)	作付計画面積にしめる集落営農割合%
北海道	86.4	0.9
佐賀	81.2	80.3
福岡	54.6	60.3
山形	50.8	33.4
富山	48.5	34.2
秋田	46.7	31.3
滋賀	45.6	34.2
熊本	41.3	71.0
福井	40.3	33.0
宮城	39.9	55.3
岩手	38.5	54.5
全国	38.2	26.6
石川	38.0	18.5
新潟	36.8	7.6
栃木	36.1	16.5
愛知	33.1	2.3
群馬	32.0	42.8
香川	31.9	62.1
青森	31.4	19.7
都府県	31.2	36.9
三重	30.6	18.7
岐阜	30.4	39.9
大分	26.3	32.5
長野	24.9	42.8
山口	22.3	25.1
茨城	20.8	18.0
島根	20.4	35.4
埼玉	17.9	31.9
長崎	15.7	64.8
愛媛	15.7	12.6
鳥取	13.3	26.0
静岡	12.7	0.0
福島	12.3	11.9
兵庫	12.3	53.1
広島	11.0	3.2
岡山	10.0	6.2
沖縄	9.6	0.0
宮崎	8.7	0.0
鹿児島	7.8	7.5
京都	6.5	28.0
山梨	4.1	0.0
千葉	3.4	11.3
奈良	1.6	57.1
高知	1.6	0.0
徳島	1.5	0.0
神奈川	1.3	0.0
和歌山	0.1	0.0
東京	0.0	0.0
大阪	0.0	0.0

注) 網掛けは都府県平均以上の場合。

その典型は佐賀、福岡、熊本、宮城、岩手となります。他方で、

そうではない県、つまり、集落営農ではなく個別経営主体で構造改革を進めた道県があります。北海道、山形、富山、秋田、滋賀、福井がそれです。

さらには、集落営農のシェアが高いけれども構造改革が進んでいない県があります。岐阜、長野、長崎、兵庫、奈良がそれですが、これらは集落営農に依存しながらも、残念ながら他の扱い手が育つていいということになります。全体を見ると、構造改革が進んだ県は、集落営農に依存した所とそうでない所に二分されると理解して良いと思います。

ただし、これはあくまで品目横断の業務統計数字なんですね。集落営農のシェアが低くなつてている県であつても、調査すると集落営

農が結構あつたりするんです。こうした実態を割り引いて考えなければならぬということです。それと、市町村の対応や経営主体の対応まで細かく見る必要もあると思います。例えば、集落営農のシェアが低い秋田県の中に、熱心に活動している集落営農があるかもしれません。農業経済学者は地域的条件の重要性を主張してきたんですけども、それを遙かに凌ぐ主体的取り組みの差に影響されて構造改革の進み方に差がでているということができます。自然的条件や歴史的条件を抜きに語つてはいけないというのが、私が所属する東大農政学研究室の伝統なんですが、実はそれにかなりとらわれすぎて、主体的条件を軽視し過ぎていたのではないかと最近感じています。JA出資法人の研究を進めてきた理由もそこにあるんです。JA出資法人の設立が進んだ要因は構造分析だけでは説明できません。危機を認識した農協組合長がいた、農協職員がいた、市町村職員がいた。こうした主体的条件に関する分析が少なからず重要なことです。

私がはじめてJA出資法人に接したのは一九八九年頃でした。鹿児島県S町で、「こつそり作つちゃつたようなんだけど、これ農地法違反なんだよね」といつて、農協組合長が形式上は個人名義で出資して作つた農業生産法人がそれだったわけです。耕作者のいない茶畠が荒れてしまつて、どうしようもない。誰かが手を打たないと

病気が蔓延してしまう。そこで、農協が農地を管理するための法人を設立することになったのですが、個人に出資させるわけにはいかない。そのため、やむを得ず実質的には農協が出資したということなんです。当時、これは農地法違反でした。しかし、私は「いいだろう！法律が間違つていると考えればいいじやないか！何も悪いことはしていない」と答えました。「いずれ、このような方法が使われるようになる」とも考えていました。そして、実際そうなりました。やむにやまれぬ事情から出発した。しかも、上から押しつけられて作つたものではない。公的な性格を有する農協がこのような組織を作つた。こうした点はきちんと評価すべきだと思います。

(4) 集落営農組織の現実

資料9を「覧ください。統計を組み替えて、認定農業者と集落営農の經營類型の差違を整理してみました。認定農業者は「米作付あり」が九九パーセントです。つまり、一般的な經營はコメを作付けしているということです。これに対して集落営農組織は「米作付あり」が七割であるのに對し、「転作作物のみ」は三割となつていてます。以前であれば「転作作物のみ」が八割、九割といったシェアになつたのでしょうかが、今はそうではないのです。ただし、地域差はあります。

次に資料10をご覧ください。作付面積の内訳を示していますが、集落営農組織においても五〇%以上がコメの作付があるんですね。

これは水田農業全体の構造改革を推進する組織として集落営農が構築されていることを意味するものと見て良いでしょう。ポイントは、認定農業者の転作割合三三・八%と集落営農組織の転作割合四九・七%の中間に日本の平均転作率約四〇%が位置しているということ

です。集落営農組織がコメの作付にかなり関わっていることがおわかりいただけるのではないでしょうか。

このように集落営農組織というのは、水田農業全体の責任を負う組織になつてゐるんです。以前のように「コメは大丈夫ですから転作だけお任せします」という組織ではないんですね。したがつて、この組織が潰れるということは、日本農業の核心部分が潰れることを意味します。今後はその内実の強化が重要な課題になるのではないかと思っています。

5. 法人経営の今日的到達点

(1) 株式会社化による企業的性格の深化

最後に取つて付けたような話になりますが、法人アンケート調査を実施しましたので、その結果を簡単に報告して李さんにつなげたいと思います。

法人協会が把握している四六〇法人を対象にアンケート調査を行いました。まず、一法人当たりの出資者数ですが、「有限・家族・親戚出資あり」四・〇人、「有限・家族・親戚出資なし」四・四人、「株式・家族・親戚出資あり」四・八人、「株式・家族・親戚出資なし」六・一人の順に増えていくんですね。企業的性格が深化する

資料9 認定農業者と集落営農の経営類型の差異
(経営体数割合: 都府県)

作付区分	米作付 あり	米のみ 作付	米+ 転作作物	転作 作物のみ	転作 作物あり
	A+B	A	B	C	B+C
認定農業者	99.0	59.5	39.4	1.0	40.4
集落営農組織	70.3	14.1	56.3	29.6	85.9

注) (1) それぞれの経営体数を100とした時の作付区分別経営体数割合(%)。

(2) 転作作物は4麦または大豆をさす。

にしたがつて出資者数が増えているということです。しかし、出資者の六割は家族の範囲内ですから、その意味で農業生産法人は未だ家族の枠内で展開する傾向が強いといえます。

出資金についてですが、農業生産法人全体とJA出資法人を比較してみると、JA出資法人の方がやや出資金が多い経営の割合が高いといえます。出資金一、〇〇〇万円以上の法人のシェアは、前者が二九・六%、後者が三七・一%です。

役職員数についてですが、役員、常勤役員、常勤職員、パートの合計を「職員」と見なし、そのうちどれだけ常勤がいるのか見てみました。そうしますと、株式が常勤一に対し「職員」四・三、有限が常勤一に対し「職員」二・七になるんです。

経営の内容についても聞いてみました。調査対象は水田作中心だったのですが、露地野菜、施設野菜、果樹などを生産する法人が

意外とありました。回答数四一七のうち、稻作二五〇、露地野菜一二、施設野菜一〇四、果樹九二ですから、稻作を基軸にしながらいろいろな作物を生産しているケースが多いんです。また、有限に「その他」というケースが七八もあるのですが、その大半は花卉・花木を生産する法人です。つまり、植木屋さんの系統では法人化が進んでいるということなんですね。

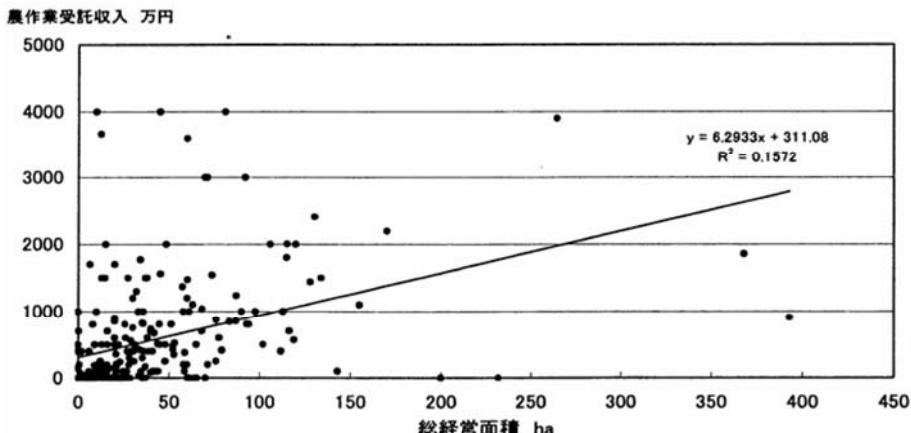
作付面積規模別経営数ですが、二五一法人から回答を得ました。

大規模経営が結構多く、一〇〇ヘクタール以上の経営が八法人もあります。二〇〇五年センサスによると農家以外の農業事業体の平均面積は一〇・四ヘクタールなのですが、今回の調査結果は二〇ヘクタール以上が半数近くの一〇四法人となりましたので、センサスの結果よりもかなり大きいと言えます。形態別に見ると、株式と農事組合で大規模経営が多くなっています。株式ほど規模が大きくなるわけではないですが、これは農事組合が集落の多くの土地を抱え込んでいるからなんですね。

水稻作付面積規模別の作物作付面積を見ると、意外と面白い結果が出ました。水稻作付面積二〇ヘクタール未満の経営は、水稻よりも麦大豆の作付の方が多いんですね。二〇ヘクタールを超えると、水稻作付面積の方が多くなるのですが、転作率が増えますので水稻以外の作付面積も増えていきます。

次に資料11をご覧いただきたいのですが、これは総経営面積と農作業受託収入の相関関係を見たものです。両者には相関関係がないことがおわかりいただけると思います。なぜこのような分析を行つたのかというと、「米価が下がつても地代が一定水準のままであるならば、賃借するよりも農作業受託を行つた方が良い。賃耕屋さんになつて受託料金だけいただいた方が儲かるじゃないか」と主張する研究者が結構いるからなんです。私はそういう考え方があり好き

資料11 総経営面積と農作業受託収入の相関



ではありません。なぜかというと、我々は農業について議論しているのであって、作業受託で儲かるかどうかを議論しているわけではないからです。

（2）法人経営や大規模経営のJAからの離脱・地域からの独立傾向があるのか？

経済の利益につながらなければ意味がありません。実際、この図を見ればわかるように、「賃耕屋さんになつて儲けよう」という經營は決して多くはないんです。「賃借がダメだから農作業受託」とうオルターナティヴな議論にはなつていません。

「水田を高度に利用し、その上で国民にきちんと農産物を供給できる経営を育てる」ことが政策的な課題というわけですから、そういう観点から見れば「賃作業で儲かれば良い」という発想はズレているといわざるをえません。私経済の利益を求めることを主張するのはいいのですが、それが国民

「法人経営や大規模経営はJAから離脱するし、地域からも独立するのでよろしくない」という考えが今でも根強くあります。しかし、実際はそんなことはありません。安城市的農業経営者の皆さんと長年に亘つて議論してきてわかつたことがあります。それは、子供を産みっぱなしにしておいて、あるいは産んだかどうかもわからずに出ったらかしにしておいて、子供が成人した後、「あなたは私の子供よ」なんて言つたつて、親に対する愛情は湧かないということです。法人や大規模経営も同じなんです。JAが愛着を持つて育成すれば頼りにしてくれます。地域を代表するような経営になつた後で、ご都合主義でJAから呼びかけたつて相手にしてくれるわけがありません。このことを我々は正確に認識する必要があると思います。つまり、「法人や大規模経営とJAは戦つていい」という俗説は実態を反映していないということです。

資料12 作付規模別の生産調整非参加者の規模別の面積シェア
(平成18年産、%)

作付 ha	参加者	非参加者
10ha 以上	91.0	9.0
4 ~10ha	90.6	9.4
1 ~4 ha	85.0	15.0
1 ha 未満	81.8	18.2
計	84.8	15.2

農水省「米緊急対策」参考資料より算出。

このことは国の資料でも確認できます。資料12に見るよう、作付面積が大きい経営ほど生産調整に参加する傾向があるんですね。常識的に考えれば、大規模経営ほど米価下落の被害を大きく受けます。これに対し一・二反程度しか作付していない経営は、そのほとんどが自家飯米しか生産していません。ですから、こうした経営に「生産調整に参加させるのは可哀相だ」という考えを持つ人もいるわけです。しかし、実際は規模の大きい経営ほど真面目に生産調整に参加しているんですね。「規模が大きくなると生産調整には参加しないよ」と言う人が結構いますけれども、それは間違いです。我々が実施した法人アンケート調査でも同じ結果が出ました。

資料13をご覧ください。規模が大きくなるほど一〇〇%生産調整を達成している経営のシェアが大きくなっているんですね。ただし、この現実がある一方で、大きくなっているんですね。ただし、この現実がある一方で、大規模経営は「コメだけに頼つていてはダメだ」という意識も非常に強いんです。ですから「コメ依存脱却志向」のシェアも大規模経営ほど大きくなる傾向があります。施設の依存状況についても聞い

ています。企業的性格が強い株式や有限は、温室・ハウス、集出荷施設、パッケージ施設、予冷施設などの所有率が高いです。しかし、堆肥施設、乾燥・調製施設は農事組合の方が所有率が高い。つまり、企業的性格の強さがJ.Aからの独立を強めるとは必ずしも言えないんです。

それから、法人がどのような取り組みに意欲を持つているのか聞いてみました。最も回答数が多かったのは小売店との直接取引、次いで直売所への出荷、農産加工、直売所の経営の順に多くなっています。注目していただきたいのは、水稻作付経営の六一・四%が小売店との直接取引を行っていることです。しかも、水稻作付面積が大きいほどこれに取り組む傾向が強くなっています。

資料13 法人・大規模経営の生産調整への対応(割合、%)

稲作規模 ha	法人数	米依存脱却	生産調整100%達成	地域達成率に合わせる	生産調整中止、認定農業者返上	今後も生産調整に参加せず
面積不明	27	29.6	33.3	14.8	3.7	18.5
~10	61	27.9	44.3	24.6	1.6	9.8
10~20	38	18.4	57.9	18.4	5.3	7.9
20~50	79	20.3	57.0	29.1	0.0	5.1
50~100	30	26.7	66.7	6.7	3.3	3.3
100~	8	25.0	62.5	25.0	0.0	0.0
計	243	23.9	52.7	21.8	2.1	7.8

注) 重複回答があるため、合計が100%を超える場合がある。

ます。つまり、裏を返して言うと、これまでJAは制度上このようない取り組みができなかつた。だから法人が実施してきたということなんですね。しかし、今はJAも実施できます。「JAが本気でやつてくれるんならJAに任せると」といつた法人経営者だつていると思うんですね。もちろん、これは単協だけの問題ではありません。全農、全農県本部、経済連との協議が必要でしよう。しかし、地元産のコメが全農を経由して地元の商店で売られていること自体がそもそもおかしいんですね。こんなことをやる理由はないでしよう。「フードマイレージが問題だ」なんて言つておいて、ペーパーだけかもしませんが全農まで持つていく。こりや、バカげていると思いますね。

さらに、非農業関連事業に取り組む法人が一七・五%あることにも注目していただきたいと思います。というのは、JA出資法人が地域の代表的な企業となつてているケースがあるからなんですね。例えば除雪を行うJA出資法人が結構あります。そのほとんどは、自治体から依頼されてそれに取り組んでいるのでしよう。つまり、自治体が職員を抱え込んで行うと採算がとれない。しかし、JA出資法人は冬場に仕事がないので取り組む余裕がある。しかも、それを取り組めば収入の増加が期待できる。こうした背景があつて、JA出資法人が地域の重責を果たしているケースが結構あるんです。

最後にコメの販路についてお話をしたいと思います。米販売金額別の販路を見ますと、二、〇〇〇万円未満の法人は系統出荷が多いんです。

その割合は四〇%以上になります。しかし、それよりも販売金額が多くなりますと、加工・外食業者、小売業者への出荷割合が大きくなります。一億円以上販売金額がある大規模法人の場合、加工・外食業者へ二二・八%、小売業者へ一七・三%も出荷しているんです。つまり、これもJAが積極的にこのような取り組みに関わっています。つまづたことの反映なんですね。今は制度上このような取り組みができますから、やればいいんです。売れなければ意味がないのですから、まず売り先を考えることが先決でしょう。

ちなみに、今後、取引数量を増やしたい取引先について聞いてみたのですが、JA系統と回答する法人の割合が二九・四%もあつたんですね。しかも、「五〇～一〇〇ヘクタール」三九・三%、「一〇〇ヘクタール以上」五〇・〇%と、水稻作付面積が大きくなるほどこの割合も大きくなつていくんです。

こうした大規模法人の期待にJA系統が如何に応えていくかが、重要な課題になつてているんです。

最後は雑駁な話になつてしましましたが、私が言いたいことを簡潔にまとめて報告を終えたいと思います。日本農業の構造改革、中

でも水田農業の構造改革が進展しています。そして、その主体は家族経営から集落営農のような組織経営へとシフトしています。その

ことです。

問題の頂点に位置しているのがJA出資農業生産法人なんだという

ことがあります。

報告 「JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題」

財団法人日本農業研究所 研究員 李 倩 美

1・JA出資農業生産法人登場の背景

日本農業研究所の李倫美と申します。JA出資農業生産法人の現段階と今後の課題について報告させていただきます。

まずJA出資法人が登場した背景について述べます。第一に、家族農業経営の脆弱化、それと密接にむすびついた農地流動化の農作業受託から農地賃貸借への移行、それにもかかわらず地域を問わず耕作放棄地が拡大していることです。現在、販売農家ですら水田の耕作放棄が深化している状況にあります。第二に、農産物の過剰傾向の強まりの中で、需要構造に即した生産及び流通構造の構築がJAに強く求められていることです。第三に、JAが農業サービス

事業体の域を脱して本格的に農業生産に進出することが課題として認識されるようになったことです。第四に、正組合員対策の一環として農地管理と耕作放棄地対策に取り組む必要性が急速に高まってきたことです。第五に、地域農業の危機的状況の深化に対し、JA指導部がこうした情勢を認識し対応してきたことが挙げられます。そして、第六に、ここ数年は品目横断的経営安定対策に対応するため、地域農業における補助金の受け皿組織の育成が必要になつたことです。つまり、対策の規模要件を満たさない集落営農と家族経営の支援を行うことが要請されたということです。

2. JA出資農業生産法人の現段階

(1) JA出資農業生産法人の設立過程

昨年十一月、各県の農協中央会を通じてアンケート調査を実施しました。その分析結果を説明します。資料14に見るように、JA出資法人の数は二〇〇五年三月末の一三五法人から二〇〇七年十一月末の二三四法人へと急増しました（注：残念ながらこの段階では北海道については最新のデータが得られていないかったため、二〇〇五年当時の一〇法人に止まっていた）。二〇〇五年三月末の段階では、一三五法人のうち東日本に七六法人、西日本に五九法人あり、東日本が優位でしたが、二〇〇七年十一月末の段階では、東日本一一七法人、西日本一一七法人と同数となり、この間に西日本で急増したことがわかります。

地域別に見ますと、二〇〇〇年までゼロだった関東が現在一九法人、一九九九年までゼロだった四国が現在二〇法人と増加していきました。また、九州は二〇〇七年に一三法人が設立され、四〇法人と多くなりました。ということで、絶対数が一番多いのは九州の四〇法人、次いで中国の三五法人、東北の二九法人となります。

資料15に都道府県別の設立状況を示しましたが、最も数が多いの

資料14 JA出資法人の農業地域別の1年ごとの設立数

各年3月末	北海道	東北	北陸	関東	東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
1992年以前累計	0	3	2	0	0	1	1	1	0	0	0	8
1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
1994	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
1995	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
1996	1	1	3	0	0	0	4	0	0	0	1	10
1997	0	0	4	0	1	0	2	1	0	1	0	9
1998	2	1	0	0	1	0	0	1	0	2	0	7
1999	0	1	1	0	0	1	1	1	0	4	0	9
2000	1	1	0	0	4	0	1	1	1	1	0	10
2001	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5
2002	0	3	1	2	1	0	3	1	2	1	0	14
2003	3	3	2	3	0	2	0	3	1	1	0	18
2004	2	4	2	1	0	0	1	3	0	1	0	14
2005	0	4	1	1	1	6	1	3	0	7	0	24
2006	0	1	0	3	2	8	1	4	4	7	0	30
2007	0	7	4	8	5	3	3	13	12	13	0	68
法人数	10	29	22	19	15	22	20	35	20	39	2	233

注) 2007年は11月末までの設立数である。

は宮崎で一七法人あります（注：北海道地域農業研究所の独自の調査では北海道に二五法人あり、最大だということである）。以下、山形と長野の一五法人、滋賀と愛媛の一四法人、岐阜と島根の一三法人、北海道の一〇法人の順に多くなっています。一方で、東京、神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山、大分にはJA出資法人がひとつもありません。

資料16は一JAに複数のJA出資法人が設立されているJAの一

資料15 JA出資法人の都道府県別設立状況

法人数	県名
17	宮崎
15	山形、長野
14	滋賀、愛媛
13	岐阜、島根
10	北海道
9	鹿児島
8	石川、岡山
7	新潟、茨城、広島
6	福島、愛知、山口
5	埼玉、兵庫、長崎
4	秋田、富山、福井、香川、熊本
3	岩手、栃木、群馬、福岡
2	宮城、静岡、佐賀、沖縄
1	青森、千葉、大阪、三重、鳥取、徳島、高知
0	東京、神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山、大分

資料16 1JA・複数JA出資法人の状況

県名	JA名	法人数
山形	山形おきたま	13
宮崎	都城	7
広島	二次	6
島根	いづも	5
岐阜	めぐみの	4
長野	松本ハイランド	4
岡山	つやま	4
愛媛	おちいまばり	4
香川	香川県	3
長野	上伊那	3
鹿児島	さつま川内	3

さて、JA出資法人を設立していく、その合計は一〇〇法人となっています。最も数が多いJA山形おきたまは十三法人に出資しています。

(2) JA出資農業生産法人の基本的類型

さて、JA出資法人について検討する場合、類型別の視点が有効だと考えられます。そこで、以下のようないくつかの視点から六類型に区分しました。

その視点とは、第一に、JA出資法人が水田作を中心としながらも畑作・施設園芸・畜産など農業内の多部門にわたって事業の多角化を進めており、作目や畜種などを基準とした類型化には限界が指

覧です。JA出資法人は地

域農業の最後の担い手という位置づけがされてきたことから、かつては一JA一JA出資法人というケースがほとんどでした。そうでなければ法人間の競合という問題が発生する可能性がありました。しかし、現在は三三のJAが複数のJA出資法人を設立していく、その合計は一〇〇法人となっています。JA出資法人といふ言葉が発生する可能性がありました。

李 爰美(い ゆんみ) 氏



1974年 大韓民国京畿道生まれ
 1998年 建国大学自然科学大学農業経済学科卒業
 1997年 韓国協同組合研究所入所
 2006年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業経済学専攻
 　　博士課程修了、博士（農学）、農学特定研究員
 2006年 (株)地域農業ネットワーク・コンサルタント（ソウル）職
 2007年 (財)日本農業研究所研究員

【主な著書】

『JA（農協）出資農業法人』（谷口信和と共著）農山漁村文化協会、2006年

摘できることです（作目別・畜種別類型化は行いません）。第二に、集落営農経営へのJAの出資という全く新たな事態の発生により、JA・複数JA出資法人という段階へ移行したため、今後はこれまでには予想できなかつたような企業形態と規模の多様性が発生する可能性があり、従来型の企業形態論的なアプローチによる類型化が有効性をもたないことがあげられます。第三に、農業の前工程（水稻育苗）と後工程（乾燥・調製）といった、施設を利用した事業に特化していた農協を中心とする農業サービス事業体が農作業受託や農業経営に進出する動きが急速に強まっていることが指摘できます。また、第四に、JA出資法人における事業の多角化・総合化は本来の農業と農業サービス事業の枠を超えて、加工・販売・直売所経営・外食・観光・担い手育成等の広範な農業関連・非農業関連部門をも包摂し始めていることも考慮する必要があります。最後に、第五に、二〇〇五年以降、品目横断的経営安定対策への対応として、規模要件を満たさない集落営農と家族経営の支援といった課題が登場したことです。これらの五つの視点に基づいて、次のように六類型に区分してみました。

類型1は農業経営を中心とする個別農業経営的法人。類型2は農業受託中心の農作業受託会社的法人。類型3は農業関連と非農業関連事業を中心とするJA現業部門会社的法人。類型4は多数の出

資者を有し、特定地域で事業を行つてゐる集落経営体的法人。類型5は多様な事業の兼営を特徴とする総合農企業的法人。そして、類型6は補助金の受け皿機能を第一義的要件とし、これ自体が経営体とは限らない品目横断的経営安定対策対応型法人。これだけは経営とか会社・企業といった名称を付していなることにご注意下さい。この品目横断的経営安定対策対応型法人は、さらにI家族経営支援型法人と、II集落営農育成型法人の二つに分けられます。

(3) JA出資農業生産法人の類型別分布

そこで、以下では類型別の視点を踏まえて、分布状況から順に見ていかたいと思います。JA7出資法人の発展段階の説明については資料17の脚注に示しておりますので、それをご覧ください。

この資料をみると、期間が二年間と短いにもかかわらず、第四段階における増加数が顕著であることがわかります。また、第三段階では、JA現業部門会社的法人と集落経営体的法人の増加が見られます。総合農企業的法人が第二段階で多いのは、水田を中心として設立された比較的古い経営が事業の多角化を図るために総合農企業的法人へ発展したためだと考えられます。第四段階においては、集落経営体的法人の増加と品目横断的経営安定対策対応型法人の設立が特徴として挙げられます。集落経営体的法人が最も多いのは愛媛

で三法人、以下、長野の八法人、広島と宮崎の六法人、鹿児島の五法人の順に多くなっています。

資料18に経営類

型別・出資金規模別法人数を示しま

した。全体の動向を見ますと、「三

〇〇〇五〇〇万円」が最も多く、

五一法人がこれに該当しています。

それ以外は大体均等に分布していま

す。「五、〇〇〇万円以上」を見る

資料17 JA出資法人の発展段階別・経営類型別設立数

経営類型	個別農業経営的法人	農作業受託会社的法人	JA現業部門会社的法人	集落経営体的法人	総合農業的法人	品目横断対応型法人	計	
法人数	第1段階	4	2	0	3	1	0	10
	第2段階	26	11	1	1	14	0	53
	第3段階	31	10	9	5	13	0	68
	第4段階	21	6	11	49	2	8	97
	計	82	29	21	58	30	8	228
構成割合(%)	第1段階	40.0	20.0	0.0	30.0	10.0	0.0	100
	第2段階	49.1	20.8	1.9	1.9	26.4	0.0	100
	第3段階	45.6	14.7	13.2	7.4	19.1	0.0	100
	第4段階	21.6	6.2	11.3	50.5	2.1	8.2	100
	計	36.0	12.7	9.2	25.4	13.2	3.5	100

注) 第1段階: 1993年以前からの非認知段階

第2段階: 1993年から2000年までの認知段階

第3段階: 2001年から2004年までの羽化段階

第4段階: 2005年以降の品目横断的経営安定対策への対応段階

法人が最も多く、六法人がこれに該当しています。これらは経営の多角化を強めるにあたって出資金を高額化したものと思われます。集落經營体的法人は五〇〇万円未満が六三・六%を占め、出資金額が高くありませんが、これは設立された集落經營農へJAが出資を行っているケースが多いのです。品目横断対応型法人の出資金規模は小さく、いざれも一、〇〇〇万円未満です。その理由は、法人設立にあたって機械・施設などを購入せずにJAからのリースに依存したり、既存の集落經營農のものを使うことによつて初期投資額を最小化しているためです。これらの法人は、そもそも經營体としての性格を持たないため、機械や施設も持つていらないケースがほとんどです。

次に、經營類型別・JA出資割合別法人数を見てみましょう。資料19をご覧ください。全体を見ると、九〇%以上が三五・三%、三〇%未満が三七・七%と両極化していることがわかります。ただし、JA現業部門会社的法人の場合、「九〇～一〇〇%」が八〇・〇%を占め、JAの子会社的性格が濃厚であると言えます。

これとは対照的に集落經營体的法人の場合、五三法人すべてが五〇%未満で、農事組合法人として、組合員の平等性確保が重要な存在基盤として作用していることが考えられます。品目横断対応型法人の場合は、集落經營農型でJA出資割合が高いのですが、家族

資料18 経営類型別・出資金規模別のJA出資法人数

經營類型		個別農業經營の法人	農作業受託会社的法人	JA現業部門会社的法人	集落經營的法人	総合農業的法人	品目横断対応型法人	計
出資金規模	5,000万円以上	5	2	2	2	6	0	17
	2,000～5,000万円	13	2	4	6	5	0	30
	1,000～2,000万円	12	4	5	1	6	0	28
	750～1,000万円	13	5	6	5	1	2	32
	500～750万円	12	4	1	6	4	3	30
	300～500万円	21	9	2	10	8	1	51
	300万円未満	3	1	0	25	0	2	31
計		79	27	20	55	30	8	219
構成割合(%)	5,000万円以上	6.3	7.4	10.0	3.6	20.0	0.0	7.8
	2,000～5,000万円	16.5	7.4	20.0	10.9	16.7	0.0	13.7
	1,000～2,000万円	15.2	14.8	25.0	1.8	20.0	0.0	12.8
	750～1,000万円	16.5	18.5	30.0	9.1	3.3	25.0	14.6
	500～750万円	15.2	14.8	5.0	10.9	13.3	37.5	13.7
	300～500万円	26.6	33.3	10.0	18.2	26.7	12.5	23.3
	300万円未満	3.8	3.7	0.0	45.5	0.0	25.0	14.2
計		100	100	100	100	100	100	100

経営支援型ではJAの出資割合が幅広く分散しています。

次に、経営類型別・経営面積規模の分布を見てきます。資料20をご覧ください。全体を見ると、一〇〇ヘクタール以上が二五法人、五〇ヘクタール以上が四一法人となります。二〇〇三年には五〇ヘクタール以上の法人が一八法人しかありませんでしたから、大規模法人が急増していると言えます。これは、設立後、順調に規模拡大を進める経営が存在しているとともに、近年は設立初年度から大規模でスタートする法人があるためです。品目横断対応型法人は七〇ヘクタール以上が五法人ありますが、これらはいずれも二〇〇五年以降に設立されたものです。

また、資料21に比較のために、大規模農家・農業法人とJA出資法人の面積規模別経営数とその割合を示しまし

資料19 経営類型別・JA出資割合別法人数

経営類型		個別農業經營の法人	農作業受託会社の法人	JA現業部門会社の法人	集落經營体的法人	総合農企業的法人	品目横断対応型法人	計
出資割合別法人数	90~100%	40	11	16	0	7	2	76
	70~90	3	3	1	0	0	1	8
	50~70	6	1	3	0	2	2	14
	30~50	12	7	0	8	8	1	36
	10~30	9	5	0	22	9	1	46
	10%未満	7	0	0	23	4	1	35
	計	77	27	20	53	30	8	215
構成割合(%)	90~100%	51.9	40.7	80.0	0.0	23.3	25.0	35.3
	70~90	3.9	11.1	5.0	0.0	0.0	12.5	3.7
	50~70	7.8	3.7	15.0	0.0	6.7	25.0	6.5
	30~50	15.6	25.9	0.0	15.1	26.7	12.5	16.7
	10~30	11.7	18.5	0.0	41.5	30.0	12.5	21.4
	10%未満	9.1	0.0	0.0	43.4	13.3	12.5	16.3
	計	100	100	100	100	100	100	100

資料20 経営類型別の経営面積規模の分布

経営類型		2003年	計	個別農業經營の法人	農作業受託会社の法人	JA現業部門会社の法人	集落經營体的法人	総合農企業的法人	品目横断対応型法人
法人数	100ha以上	8	25	6	5	2	6	2	4
	70~100ha	4	8	5	0	1	1	0	1
	50~70ha	6	8	3	0	0	2	3	0
	30~50ha	13	24	9	1	2	11	1	0
	10~30ha	23	45	11	1	6	23	4	0
	10ha未満	20	32	11	5	7	4	4	1
	計	74	142	45	12	18	47	14	6
割合(%)	100ha以上	10.8	17.6	13.3	41.7	11.1	12.8	14.3	66.7
	70~100ha	5.4	5.6	11.1	0.0	5.6	2.1	0.0	16.7
	50~70ha	8.1	5.6	6.7	0.0	0.0	4.3	21.4	0.0
	30~50ha	17.6	16.9	20.0	8.3	11.1	23.4	7.1	0.0
	10~30ha	31.1	31.7	24.4	8.3	33.3	48.9	28.6	0.0
	10ha未満	27.0	22.5	24.4	41.7	38.9	8.5	28.6	16.7
	計	100	100	100	100	100	100	100	100

注) 経営面積は「水田面積+(水稲3作業受託面積/3)+畑面積」を足した数字である。

たが、これを見るとJA出資法人は概して一般法人より規模が大きく、特に「一〇〇ヘクタール以上」の割合が大規模農家・農業法人よりも大きいことがわかります。

次に、自治体が出資するJA出資法人の動向について説明します。

その一覧が資料22です。その数は二一法人となります。

自治体が出資するJA出資法人には四つのタイプがあります。ま

ず類型Aですが、これは既存のJA出資法人に自治体が出資したもの。類

型Bは、もともと任意組合や単なる農業法人だったのですが、二〇〇〇年の農地法改正を契機として自治体が出資し農業生

産法人化されたもの。類

改正以降、JAと自治体が同時に出資して新設されたもの。以上の四類型となります。

自治体がJA出資法人に出資することになった背景としては第一

に、市町村農業公社が管理耕作はできても本来の賃貸借に基づく經營ができないという、経営体としての制約を有していること。第二

に、作業受託から賃貸借へと農地流動化の形態が変容していること。第三に、経済団体たりえない市町村農業公社の機動性不足。第

四に、自治体財政の逼迫化という状況の下で、JA出資法人への期待が高まつていると推察されることです。

農業地域別の設立状況を見ますと、中間地域八法人、山間地域七法人で都市的地域よりも中山間地域で多く設立されていますが、これは、農業における危機的な状況が自治体とJAの共同出資による新たな経営体の登場を要請したためではないかと考えられます。

3. 品目横断的経営安定対策対応型法人の特徴

続いて、二〇〇五年以降に登場した品目横断的経営安定対策対応型法人の実態について述べます。先ほど説明した類型6にあたるJA出資法人がこれです。現在、全国に八法人あります。

まず最初に、新潟県上越市にある株アグリパートナーを紹介します。この法人の設立の背景は、個別認定農業者四ヘクタール、集落

資料21 大規模農家・農業法人と JA 出資法人の経営面積規模の比較

	大規模農家／農業法人		JA 出資法人	
	経営数	割合 %)	法人数	割合 %)
100ha 以上	2(2)	3.2	25	17.6
50～100ha	3(3)	12.3	16	11.3
20～50ha	37(2)	33.6	49	34.5
10～20ha	40(1)	15.8	20	14.1
5～10ha	85(2)	14.6	14	9.9
1～5 ha	31	12.3	13	9.2
1 ha 未満	8	8.3	5	3.5
計	253	100	142	100

注) 1. 水田面積+(水稻3作業受託面積/3)である。
2.()の数はJA出資農業生産法人の数である。

型Cは、市町村農業公社の下に農業経営主体としてJA出資法人が新規にて設立されたもの。類型Dは、二〇〇〇年の農地法

資料22 自治体が出資する JA 出資法人

県名	法人名	形成類型	経営類型	農業地域	出資割合 %			設立年月	
					計	自治体	JA		
滋賀	(有)グリーンサポートこうか	D	1	中	100.0	91.6	8.4	2003.10	
宮崎	(有)グリーンサービス・コスモス	D	5	山	99.8	98.8	1.0	2003.04	
福井	(株)エコファームみたか	B	5	中	99.6	93.4	6.2	2001.07	
兵庫	(株)ふあーみんサポート東はりま	D	2	一	99.6	10.0	89.6	2007.07	
長野	(有)農地ホスピタル朝日	D	1	山	99.4	8.3	91.1	2005.03	
兵庫	(有)グリーンファームささやま	B	5	中	97.6	50.0	47.6	2002.01	
島根	(有)グリーンサポート斐川	D	1	平	95.0	47.5	47.5	2003.07	
栃木	(有)農業生産法人かぬま	C	5	都	93.8	62.5	31.3	2002.01	
秋田	(有)アグリほくおう	D	1	中	90.0	30.0	60.0	2004.07	
青森	(有)みらい天間林	D	1	平	89.9		19.2	2003.01	
岡山	(有)夢アグリ鏡野	B	1	中	83.3	69.4	13.9	2001.04	
石川	(有)河内農村振興公社	B	1	山	80.0	40.0	40.0	2002.07	
北海道	(有)湧別農業サポート公社	D	2	中	77.8	38.9	38.9	2002.05	
高知	営農支援センター四万十(有)	D	1	山	77.0	38.5	38.5	2005.10	
栃木	(有)観光農園いわふね	D	5	平	75.0	50.0	25.0	2003.02	
福岡	(有)勝山町農業支援センター	D	2	中	68.3	50.0	18.3	2002.07	
北海道	(有)拓進ファーム	D	1	中	66.1	64.7	1.4	2003.01	
福島	(有)グリーンファーム	A	5	山	62.5	50.2	12.3	1999.01	
北海道	(有)清水町農業サポートセンター	C	2	平	53.0	5.9	47.1	2001.03	
山形	(有)アグリ・かわにし	B	2	平	26.4	13.2	13.2	2003.07	
宮崎	(有)ドリームランドはまゆう	A	3	都	—	—	64.4	2004.08	
埼玉	(有)みのり	※	D	5	平	98.0	58.8	39.2	2001.10
香川	(有)香南町農業振興公社	※	D	5	平	98.0	95.0	3.0	2001.05
三重	(有)大山田ファーム	※	C	1	山	76.6	74.1	2.5	2002.04
島根	(有)アグリみと	※	B	1	山	44.4	23.8	20.6	2002.01

注) 1. 経営類型は、1 個別農業経営法人、2 農作業受託会社の法人、3 JA 現業部門会社の法人、4 集落経営体の法人、5 総合農企業の法人、6 横断品目対応型法人である。

2. 農業地域とは農業地域類型で、都市地域、平地地域、中間地域、山間地域の略称である。

3. 自治体と JA の出資割合の合計を降順に整理した。

4. 納掛けは出資割合が最も高いものにつけた。自治体・JA が同じ時は両者につけた。

5. 「—」は不明である。

6. ※印法人は2004年調査と比較して不明となっている法人である。

當農二〇へクタールの規模要件を充足する経営が管区内に約五%しかなかつたという現実です。つまり、この法人は、集落営農が組織できない地域の農業をどのように守っていくかという問題意識から設立された法人で、集落営農育成型法人という性格を持つています。

法人の仕組みについてみると、法人に参加するためには条件がありますが、そのひとつは地域で概ね合意がとれた組織であるということ、もう一つは個人では参加ができないということです。参加した組織は五年以内に必ず独立することになっています。また、JA が取り組む農地保有合理化事業を利用する必要があります。

次に紹介する事例は、滋賀県八日市市にある(株)グリーンサポート楽農という法人です。この法人の設立の背景は、品目横断対策の規模要件のうち、生産調整の特例措置七ヘクタールに満たない集落が七三集落で、

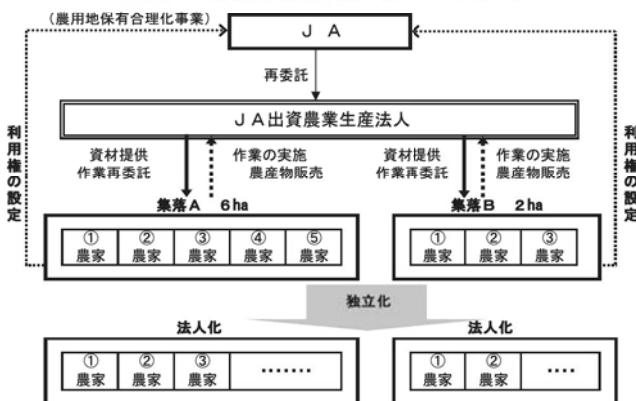
その面積が約二〇〇ヘクタールもあつたという現実です。そこで、品目横断対策への対応として、集落営農支援型法人を設立したのです。

法人に参加する集落は、以下の三つのタイプに分けることがで
ます。第一に、担い手要件に満たない集落。第二に、集落合議
が出来ない集落。第三に、生産調整への対応が必要な集落。以
上の三タイプです。これら参加集落は、労働力・機械の登録、
作業計画に基づく作業の実施、作業実施報告書の作成を行う必
要があります。また、三年後には自立を目指すという計画を提
出しなければなりません。この法人の仕組みは資料23に示した
とおりです。

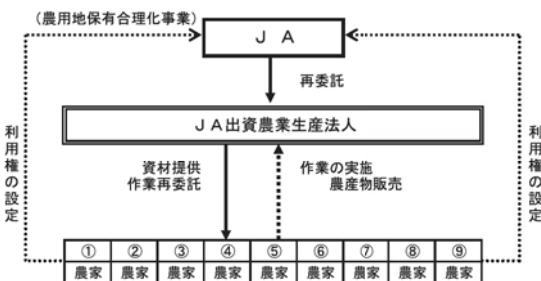
続いて岡山の(株)JJAアグリ岡山を紹介します。これは、これまでに紹介したアグリパートナーやグリーンサポート楽農とは違う性格の家族経営支援型法人です。

J Aアグリ岡山は麦を特産物としています。その栽培面積は一、三七〇ヘクタール、栽培農家数は七三一戸にも達する麦の大産地です。しかし、品目横断対策の対象となる二条大麦栽培農家が五〇戸、小麦栽培農家が十五戸、いずれも全体の四・七％程度にしかならないという問題に直面しました。そこで、品目横断対策の助成を受けると共に、生産調整に係る交付金の受

資料23 集落営農育成型法人の仕組み



資料24 補助金の受け皿組織型法人の仕組み



け皿組織を作るために、農業生産法人を設立することにしたのです。その仕組みは資料24に示したとおりです。各構成員から利用権設定を受けた農地で一條大麦・大豆などを栽培しますが、実際に作業を行っているのはこれまでと同じ農家の皆さんです。

4・JA出資農業生産法人育成における

J A宮崎県中央会の取り組み

先ほど、最も多くJA出資法人が設立されているのは宮崎だと話

しました。宮崎県は他の県よりも積極的にJA出資法人の設立に取り組んできた県です。その宮崎県の取り組みを紹介したいと思います。

資料25は宮崎県内のJA出資農業生産法人の一覧です。これを見るとわかるように、宮崎で最初にJA出資法人が設立されたのは二〇〇一年七月です。以後、その数は増え続け、二〇〇七年十二月現在一七法人となっています。

宮崎ではJA出資法人を三類型に区分しています。JA主導型、JA参画型、集落営農型の三タイプです。先ほど説明したJA出資法人の基本類型に当てはめますと、JA現業部門会社的法人が一〇法人、集落経営体的法人が六法人、総合農企業的法人が一法人となります。

宮崎県内のJA出資法人の特徴は以下の三点となります。第一の特徴は、新規就農者の研修事業を行っていることです。これは昨年から始まつたもので、以下の三つの事業で構成されています。①新規就農を希望する研修生を募集する募集事業、②農業者として必要な知識・技術・経営能力を習得する研修事業、③就農に当たつて必要な経営・生活資源の確保並びに営農指導を行う就農支援事業です。これらを実施するために、中央会では宮崎県新規就農相談センター分室、各JAでは地区新規就農相談センター分室がそれぞれ設置さ

資料25 宮崎県内 JA出資農業生産法人の一覧

類型	法人名	出資 JA名	JA出資 割合 (%)	設立 年月
3	(株)都城くみあい食品	都城	99.9	2006.07
3	(株)JA延岡地域農業振興支援センター	延岡	99.5	2006.08
3	(株)アグリさいと	西都	99.1	2006.10
3	(有)児湯アグリセンター	児湯	99.0	2005.02
3	(株)JAファームびゅうが	日向	99.0	2007.02
3	(株)アグリトピアおおすず	尾鈴	99.0	2007.02
3	(株)JAアグリランド田の神さあ	えびの市	96.9	2006.06
3	(有)ジェイエイファームみやざき中央	宮崎中央	96.0	2006.02
3	(有)アグリセンター都城	都城	95.0	2001.07
3	(有)ドリームランドはまゆう	※はまゆう	64.4	2004.08
4	(有)細野ファーム大地	こばやし	43.8	2005.03
4	(農)今新	都城	16.4	2006.05
4	(農)かたまえ	都城	15.2	2005.01
4	(農)きらり農場高木	都城	7.2	2006.04
4	(農)夢ファームたろぼう	都城	6.5	2004.04
5	(有)グリーンサービス・コスモス	児湯	1.0	2003.04
4	(農)きっとかな田	都城	—	2007.05

注)※印の法人は自治体からの出資がある。

れました。研修の種類は三つあつて、研修者の農業経験に応じて、基礎研修、実践研修、高度研修の三段階に分けて研修が実施されています。研修終了後はJAの組合員となり、必ず県内で就農するところが義務付けられています。

参考に申しますと、私たちが二〇〇四年九月に実施した全国アンケート調査によりますと、新規就農者に対する教育を行っているJA出資法人が一四法人あることがわかりました。しかし、そのほとんどが当該法人の職員の確保・育成を行つてゐるに過ぎませんでした。例外的に新規就農者を育成・研修し、外部で独立させていたのは滋賀県の(有)グリーンパワー長浜だけです。このような取り組みを宮崎でも重視し、昨年から取り組み始めているということです。

第二の特徴は、JA現業部門会社的法人の数が多いということです。資料25に見るよう、一〇法人がJA出資割合五〇%以上となるJA主導型法人です。JAは、育苗センター、ライスセンター、ビニールハウスなどの施設の運営をこれらJA出資法人に移管しています。赤字だからといってJAがこれらの事業をJA出資法人に移管しているわけではありません。一方では現業部門の一層の効率化を図るために、他方では法人の設立当初の経営基盤が安定するまでの収入源確保のために、このような移管が行われているのです。つまり、これらは積極的な移管と言えます。

参考に申しますと、私たちは二〇〇五年十二月からスタートしたものです。参加対象は各法人の担当者及び関係者となります。ここでは設立後の経営基盤の確立のために、営農・経営管理を中心とした調査研究・情報交換などが行われています。また、この研究会は、研究会、運営委員会、集落営農組合・法人部会、JA主導型農業法人部会といった四つのグループで構成されています。

5. 今後の課題

最後にJA出資法人の今後の課題についてお話しします。四つにまとめてみました。

第一の課題は、品目横断的経営安定対策対応型法人に関することです。この類型に属する法人は、補助金の受け皿組織からの脱却を図る必要があるということです。そのためには、JA出資法人の傘下にある集落営農や個別経営の実質的な規模拡大を通じて、これらの独立化の条件を整備する必要があるでしょう。JA出資法人の下に統合したメリットを、従来からの作業組織や土地利用における調整・変更といった仕組みを通じて実現し、単なる補助金の受け皿組織からの脱却を図る必要があるということです。

第二の課題は、新規に設立された一〇～二〇ヘクタール規模の集

第三の特徴は、JA出資農業生産法人等研究会の実施です。これは二〇〇五年十二月からスタートしたものです。参加対象は各法人の担当者及び関係者となります。ここでは設立後の経営基盤の確立

落経営体的法人に関することなのですが、これらの法人は当面経営の安定化を目指すとともに、必要と条件に応じてより効率的な経営となるために合併などの可能性を探求すべきだということです。なぜなら、これまでの研究で一法人当たりの水田面積が三〇～五〇ヘクタールに達するとひとまず経営の安定化が図られることが明らかになつたからです。実際、宮崎県都城市では、三つの大規模な集落経営体的法人が近い将来合併し、一層の効率化を図る計画をもつていると聞いています。

第三の課題は、すでに三〇～五〇ヘクタール規模を超えている法人においても、農産物価格低迷の下で就業者の周年就業を実現する

には、水田農業に加えて野菜などの集約作物部門の導入や、直売所などの販売力強化に積極的に取り組まなければならないということです。大局的には総合農企業型法人への移行が最も有力な方向であると考えられます。

第四の課題ですが、二〇〇四年に実施したアンケート調査で、十七法人の帰趣が不明となつてていることがわかりました。その多くは解散したと予想されるのですが、これらの追跡調査を行うことが不可欠であると考えています。

以上で私の報告を終わります。

まとめ 「北海道農業にとってのJA出資農業生産法人の意義」

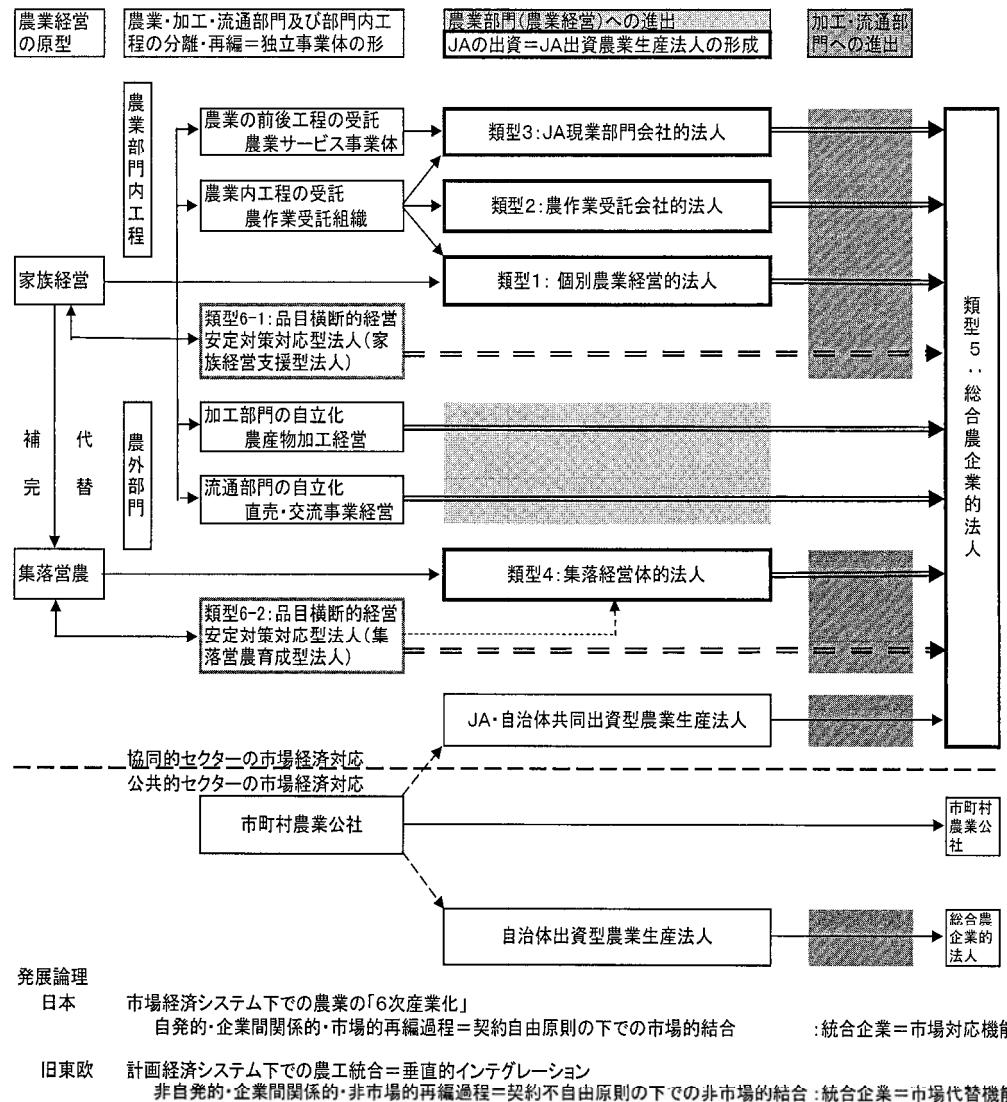
東京大学大学院 農学生命科学研究所 教授 谷 口 信 和

1・JA出資農業生産法人の 形成プロセスと発展論理

それがどの位置にあるのかを示しました。もちろん、李さんが説明したJA出資法人の各類型もこの中に含まれています。ただし、私が経営体として認めてるのは類型1～5だけです。類型6の品目資料26をご覧ください。いろいろな農業経営主体を並べて、それ

横断対応型法人は経営体とは認識していませんので、灰色の枠線で

資料26 JA出資農業生産法人の形成プロセスと発展論理



囲んで区別しています。また、農業・サービスに関し、農業の前後工程を引き受けのか、それとも農業内工程を引き受けるのかで区分しました。前者の前後工程を引き受けるものを農業サービス事業体、後者の農業内工程を引き受けるもの農業受託組織としています。

こうした視点からJA出資法人を類型化しますと、家族経営そのものが発展した形態である類型1の個別農業経営的法人、(有)コントラクター旭川などが該当します類型2の農作業受託会社的法人、(有)アグリセンター都城などが該当します類型3のJA現業部門会社的法人、それから下の方

に書きましたけれども集落営農が発展した類型4の集落経営体的法人といった四類型に区分できるわけです。さらに、これらの取り組みに加え、加工・流通部門を兼営するものを類型5の総合農企業的法人としています。家族経営や集落営農といった農業経営の原型がとりあえず農業生産法人化を果たす。そして、それが加工・流通部門へ進出していく。こうしたプロセスを経てJA出資法人は発展していくのではないかと考えています。

さらに下の方に書きましたけれども市町村農業公社があります。

これは公共的セクターに属するものですから、JA出資法人のような協同的セクターとは市場経済対応のあり方が違うということで区分しました。皆さんもよく「存じかと思うのですが、(財)鹿沼市農業公社」という組織があります。かつて「農業経営をしてはならない」といった指摘を受けました。それでも農地法の制約の下で農作業委託農家の農地を維持してきたわけです。しかし、実際、農業經營を行うとなると、公社では生産物の販売に責任が持てない。これではスタッフのモチベーションが高まらない。ということで、JA出資法人を設立したわけです。公社は残されていますが、ホールディングカンパニーのようになっています。農業経営を行うのは(有)農業生産法人かぬまというJA出資法人です。

ところで、研究所の事務局の井上誠司さんに我々の著作を書評し

ていただきました。良いコメントを頂戴したと思っています。ただし、「JA出資法人と市町村農業公社が戦うのはけしからん」と指摘されましたけれども、決して戦わせるつもりはありません。私は社会主義農業の研究をずっとやってきたのですが、公共的セクターに属する組織は金儲け=経済的活動には向かないんです。逆に言うと、金儲け=経済的活動をしなければならない理由もないんです。その典型は福祉だと思います。福祉は金儲けの論理で突っ走れるのかというと、そうはいかないのでしょうか。このような区別をしないまま、何もかも、全てを経済の論理で突き動かそうとするなどどうなるのか。夫婦だって成立しなくなっちゃいますよ。やや話が飛躍しすぎました(笑)。

資料の下部に書いたとおり、大局的に見た、日本と旧東欧の農業発展の論理を私のこれまでの研究成果を踏まえてまとめてみました。形態はそつくりです。それではどこが違うのかといえば、契約関係なんです。日本は契約関係が自由です。しかし、旧ソ連・東欧では市場経済を廃絶しようとしましたから自由な契約関係がありませんでした。

市場経済あるいは流通業をすつ飛びして、生産者と消費者を結合させる方向でのロジックで農業経営を発展させようとしましたんです。そうするとどうなるのか。多様なニーズに対応できなくなります。

「A社とB社はどつちが良いか?」という選択肢がないまま、特定化された関係の下だけで生産されることになります。極端な話すれば、国家計画委員会のメンバーすなわち役人の頭の中にある生産者や商品しか世の中に出でこないわけです。契約関係を自由にして市場対応機能を導入すれば、そんなことはありません。会社だつて選べます。消費者と常に向き合つて情報を仕入れることだってできます。つまり、市場対応機能を活用することが重要なポイントになるんですね。

発展論理に関わつて、もう一点お話をさせていただきます。それは、経営主体がどれだけ大きくなるか。そして、その主体が他の主体に対してもだけ交渉力を持ち得るようになるか。経営発展のための究極のポイントは、ここに懸かっているんだということです。経営規模が小さいために農民がJAを結成しました。その後、確かにJA自体は大きくなりましたが、JAと個別経営の関係、さらには企業と個別経営の関係で、後者の比較零細性はまだ残っています。最終的に農業経営主体がどれだけ大きくなり、どれだけ自立要素を高めることができるようになるかが、発展のための前提条件になるということです。家族経営だけではかなり限界に到達しつつあるのではないかと考えております。

これをきわめて単純な言葉で言い換えると、週休二日制の確立、

2・北海道農業にとつての

J A出資農業生産法人の意義

最後にごく簡単なのですが、北海道農業にとつてのJA出資農業生産法人の意義について、四つの視点からお話ししたいと思います。まず第一に、農業問題の今日的構造をどのように捉えれば良いのかを考えます。資料27をご覧ください。細かい説明は飛ばしますが、農業発展段階は、第Ⅰ段階、第Ⅱ段階を経て、現在、第Ⅲ段階に入りました。この段階はどのような状況にあるのかと言うと、労働力が減った。土地も減った。多様性、周年性、安全性、嗜好性、装飾性、健康性に配慮した食料の供給が要求される。そんな精神的なファクターによつて成立する時代です。農業経営の課題は、第Ⅱ段階までの「とりあえず物を供給しよう」といつたレベルになく、安全性がキーワードになるように「作る側にも責任が求められる」レベルになっています。そうなると、なあなあ主義に甘んじる家族経営では通用しないんですね。企業的組織原理が必要になります。その上で、労働条件と生活条件の均衡化、さらには他産業と比べても遜色のない標準的労働・生活条件を確立していかなければならぬわけです。

資料27 「一国農業問題」の構造と歴史的位相(総括表)

農業発展段階		第Ⅰ段階 (L, A) = +, +)	第Ⅱ段階 (L, A) = ±, -)	第Ⅲ段階 (L, A) = -, -)
政策・問題領域 食料政策 総合的政策 全国民的課題	食料問題 (飢餓問題)	古典的な飢え(飢餓)	経済発展に伴う飢え	精神的な飢え(鮑食)
		デンブン質によるカロリー充足	動物性タンパク質摂取	多様性・周年性・安全性・嗜好性・装飾性・健康性
		食料不足	栄養構成の再編	食事の豊かさ(スローフード)
境界領域	環境問題	顎在化せず ^a	残留農薬問題	食料の安全性問題
	農業・農村の多面的機能	顎在化せず ^a	顎在化せず ^a	公益的機能+文化的機能
産業政策 経済政策 効率原則 農業・農民	農業構造問題 (産業問題)	自給可能規模	産業的自立	産業的均衡
		飢えからの脱却	工業との対比で見た規模零細性克服	企業的組織原理
		農家所得確保	農業所得均衡	労働・生活条件平準化
		地域内分業の形成	地域間分業の形成	国際分業の形成
		高輸送能性輸入農産物(穀物など)との競争	低輸送能性輸入農産物(肉類など)との競争	低輸送能性輸入農産物(野菜・花加工食品など)との競争
境界領域	地域経済問題	顎在化せず ^a	地域経済後退	地域経済衰退
	環境問題	顎在化せず ^a	環境汚染問題	環境「破壊」問題
	農業・農村の多面的機能	顎在化せず ^a	顎在化せず ^a	文化的機能+公益的機能
社会政策 公平原則 農民・農村	農民問題 (貧困問題)	農家問題	「農民問題」	農村問題
		最低生存条件(農家所得)確保	均衡農業所得(標準的生計費)確保	標準的労働・生活条件(シビルミニマム)確保
		過剰就業解消(就業問題)封建遺制解消	農業経営の自立 経営間・地域間競争	農村整備=定住民問題 経営間協調・地域間競争
		離村と移民	集落・人口減少	集落・人口消滅

(出所) 生源寺眞一らと共著『農業経済学』東京大学出版会、1993年、p.29の表に大幅に追加した。

注) 農業雇用は主として農地面積(L)と農業就業人口(A)の増減から(L, A) ; I (+, +), II (+, -), III (-, -)と位置づけられるが、詳細は上掲書 pp.25-32 参照。旧農業基本法は農業発展の第Ⅱ段階の課題の解決に直面し、食料・農業・農村基本法は第Ⅲ段階の課題の解決を迫られているとみてよい。

そして夫婦で海外旅行に行ける生活の確立ということになります。

「海外には新婚旅行で行つたつきりだなあ」という夫婦が農家には多いんですけども、これではまずいと思つています。できれば毎年、少なくとも十年に一度くらいは夫婦でゆつたりと海外旅行に行けるくらい儲かつてもらいたいということです。そして、非常に大事な点は、儲かるだけではダメだということなんです。夫婦で海外旅行に行くということは、夫婦そろつて暫くの間、農業を完全休業しなければなりません。休暇を創出する必要があるんです。それを実現するのがヘルパーであり、コントラクターであり、農業生産法人です。こうしたいいろいろな組織の確立が不可欠な時代になつたということなんです。

そして、このような労働条件と生活条件は、自分たちが居住している地域の中で確立されなければなりません。つまり、地域社会とともにある経営が確立されなければならないということです。個人あるいは家族だけでは対応できない問題は少なくありません。医療がそうです。病院がなければダメです。介護、だつてそうですよね。

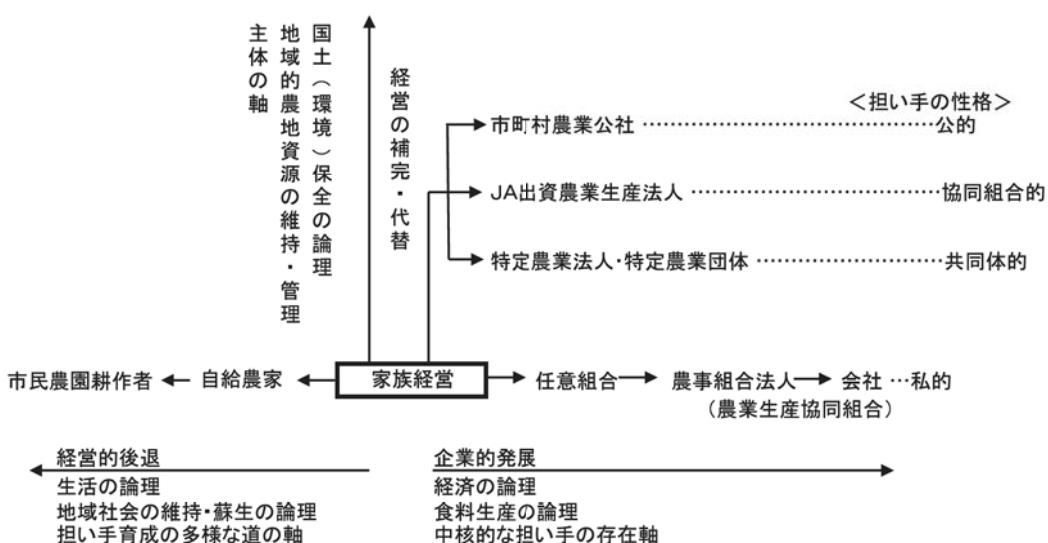
「デイサービスが必要だ」「JAも介護に関わる必要がある」という時代になりました。これらは個人や家族では対応できませんから、地域社会で対応する必要があるわけです。また、こうした市民論理的な要素を持つた労働条件や生活条件が確立されれば、地域問題や

定住問題について地域住民が真剣に考えるようになるのではないかとも考えています。

実はこの地域社会というのは非常に大切なものです。私は東京の下町で生活していますからわかるのですが、東京の下町ではよその子供であっても、あたかもフーテンの寅さんが「おめえ、こんなことしちゃあいけねーよ！」と叱りつけるのが当たり前で、非常に大切なことだとされていました。このように叱りつけるおじさんがいないと人間が育たないんですね。大規模経営も同じとして、いくら見かけが立派でも地域社会を大切にしなければ発展する見込みはありません。地域の方々に相手にされなくなるでしょうし、消費者の気持ちがわかる農産物を作ることだってできないと思います。

第二に、日本農業の担い手の展開構造について考えてみます。資料28をご覧ください。家族経営が真ん中に位置しているが、その右側にある経済の論理を前提とした企業的発展が重要だということはこれまでお話ししてきたとおりです。それだけでなく、左側にある生活の論理もまた意味があるんですね。市民農園耕作者がこれに該当しますが、このような方々も自給率向上に寄与する担い手と位置づけることができるんです。残念ながら、日本には市民農園で生産された農産物の供給量が把握できる統計がありません。しかし、旧東ドイツにはありました。これを見ると、市民農園の耕作者が馬鹿

資料28 日本農業の多様な担い手の存立・展開構造



にならない量を供給していたことがわかります。農水省もこうした耕作者の生産状況を把握する必要があるのではないかでしようか。

これらの他、国土保全の論理という縦軸があります。市町村農業公社、JA出資農業生産法人、特定農業法人などといった様々な公的・協同組合的・共同体的な組織が連携し、国土保全と多面的機能の維持を踏まえた農業生産を行う。その中の一つにJA出資法人が含まれているということです。

第三に、大規模農地の受け皿としてのJA出資法人の意義についてお話ししたいと思います。滋賀県で調査していく驚いたことがあります。一五ヘクタール以上の耕地を持つ大規模経営の経営主が交通事故に遭つて倒れてしまつたんですね。リタイアせざるを得なくなつたのですが、その農地の受け手がいなないんです。「五ヘクタールくらいなら良いんだけど」「一～二反ずつ徐々に貸してくれれば良いんだけど」という人はいるのですが、いきなり「一五ヘクタール引き受けてやる」なんていう経営は滅多に出てくるものではありません。JA出資法人は、こうした事態にも対応できるものとして考えられています。

湖北町には耕地面積が六〇ヘクタール以上に及ぶ大規模経営があります。ところが、この経営には後継者がいないんですね。娘さんは結婚していますが、夫婦そろつて小学校の教諭なんです。残念な



がら二人とも農業に全然関心がない。農業を「継がない」と言つうんです。こんな状況ですから、経営主は「見ず知らずの他人でもいいから、リタイアしたら六〇へクタル全部譲る。株式会社でもいい」なんて言つていましたが、幸運にも後継者が見つかりました。このように、後継者が見つかるとはかなりの幸運に属しています。このような事態に対応できる仕組みをJAが常日頃から作つておくことは非常に重要だと思います。

北海道においてもこのような事態が発生する可能性はあると思います。酪農地帯の市町村でこれに対応できる仕組みを構築したと聞いておりますが、水田地帯や畑作地帯ではどうなつてしているのでしょうか。対応を考えておく必要があると思います。

第四に、農地管理だけでなく担い手育成も合わせて行つことがJAの重要な課題になつていています。制度上、JAも農地中間管理ができることになつていますが、普段そのような業務に関わつていなかつたり、準備が整つていなかつたりすると、いざという時なかなか対応できないものです。「日常の業務の中に農地の中間管理という仕事があるんだ」ということを、きちんと認識しておくことが重要だと思います。

その上で、担い手育成もきちんと行わなければなりません。(有)グリーンパワー長浜がそうなんですが、この法人は就農希望者を抱え

込んで研修を行い、新規就農者を何人も輩出してきました。それ自体は大事なことですし、評価できるんですけれども、それで終わりじゃダメだと思うんですね。これなら既存の農業生産法人でもできます。JA出資法人は既存の農業生産法人とは違うのですから、自分の経営だけ良くしても意味がないのであって、地域全体をリカバーできるような経営とならなければいけません。ですから、独立後の担い手の育成にも関与する必要があるんです。これが困難であるならば、他の組織と連携して対応することだつて考えられるわけです。

つまり、JA出資法人はある程度の公共性を有している。換言すれば、地域社会に対して貢献する役割を持つてゐるということなんですね。単に営利を追求する法人とは性格が違います。宮崎県内のJA出資法人はこのことを重く受け止めていまして、現在、担い手育成に力を入れています。ですから、我々は高く評価しているわけです。このことを最後に申し上げて報告を終わります。

*今回の研究会での討論については、会報第72号(冬号)に掲載いたします。